

第11回 只見ユネスコエコパーク推進協議会

日時 令和2年7月31日（金）

午後1時～午後3時

場所 朝日振興センター

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 役員の改選
4. 報告事項
 - (1) 只見ユネスコエコパーク支援委員会の委嘱状況について（事務局）
 - (2) 2. 地域の持続可能な社会経済的発展の充実化について（只見町森林組合）
 - (3) ①ワカサギ増殖事業、②ウグイませば造成、③外来魚駆除・カワウ駆除について（伊北地区非出資漁業協同組合）
 - (4) その他
5. 協議事項
 - (1) 国道289号八十里越道路の開通に伴う影響と対策に関する只見ユネスコエコパーク支援委員会の答申の取扱いについて（事務局）
 - (2) 令和2年度 只見ユネスコエコパーク推進協議会構成員によるユネスコエコパークへの取り組み計画について（各構成員）
 - (3) 日本ユネスコエコパークネットワーク（JBRN）の活動報告について（事務局）
 - (4) 伊南川流域水質改善対策について（只見町森林組合）
 - (5) その他
6. その他
7. 閉会

-----< 資 料 >-----

- 資料 1 只見ユネスコエコパーク推進協議会会則
- 資料 2 只見ユネスコエコパーク推進協議会構成員 出席者名簿
- 資料 3 配席図
- 資料 4 只見ユネスコエコパーク支援委員会委員名簿
- 資料 5 報告事項について（只見町森林組合）
- 資料 6 報告事項について（伊北地区非出資漁業協同組合）
- 資料 7 国道 289 号八十里越道路の開設・開通に伴う只見ユネスコエコパークに対する影響とその対策について（答申）
- 資料 8 国道 289 号八十里越道路の開設・開通に伴う只見ユネスコエコパークに対する影響とその対策について（答申）に係る対応策
- 資料 9 令和 2 年度 只見ユネスコエコパーク推進協議会 構成員によるユネスコエコパークへの取り組み計画について
- 資料 10 日本ユネスコエコパークネットワーク 令和 2 年度総会資料（案）
- 資料 11 協議事項について（只見町森林組合）
- 資料 12 只見ユネスコエコパークロゴマーク運用規程

-----< メ モ >-----

只見ユネスコエコパーク推進協議会会則

(名称)

第一条 本会は「只見ユネスコエコパーク推進協議会」（以下「協議会」という）と称する。

(目的)

第二条 協議会は、只見ユネスコエコパーク（ユネスコMAB計画の生物圏保存地域）の目的である自然環境と人間社会の共生を実現するために関係機関、団体の連絡・調整、課題解決を目的とする。

(構成、組織)

第三条 協議会は前条に定める目的に賛同する只見ユネスコエコパークに関係する別表1に定める関係機関、団体（以下「構成員」という）により構成される自主的組織である。

(事業)

第四条 協議会は第二条に定める目的を達成するために、次の事業に関する連絡・調整、課題解決のための議論を行う。

- (1) 只見ユネスコエコパーク域内の自然環境、生物多様性の保護・保全に関すること。
- (2) 只見ユネスコエコパーク域内の自然環境や資源を持続可能な形で利活用した地域の社会経済的な発展に関すること。
- (3) 前1号、2号のための学術調査研究、人材育成に関すること。
- (4) 只見ユネスコエコパークの情報発信に関すること。
- (5) その他協議会の目的達成のために必要な事項に関すること。

(会長、副会長)

第五条 協議会には、会長を置くこととし、構成員の互選によるものとする。

- 2 会長は、協議会の運営と進行を総括する。
- 3 会長は、副会長を構成員の中から指名する。
- 4 会長に事故等があった場合には、副会長がその職務を代行する。
- 5 会長、副会長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(協議会)

第六条 協議会は、会長が招集し、開催するものとする。

- 2 協議会は、構成員が平等の立場で話し合う円卓方式とする。
- 3 協議会の只見ユネスコエコパークの管理・運営に関する決定は、原則、協議会構成員全員の合意によるものとする。
- 4 協議会の入会、脱会には、協議会の承認を必要とする。
- 5 協議会は、原則、公開とする。ただし、必要があるときは、非公開とすることができる。

(只見ユネスコエコパーク支援委員会)

第七条 協議会は、只見ユネスコエコパークの管理・運営に関し、助言や提言を受ける学識経験者などの委員から構成される只見ユネスコエコパーク支援委員会（以下「支援委員会」という）を設けることができる。

- 2 支援委員会の委員は、協議会が選任するものとする。
- 3 支援委員会には、委員長を置くこととし、委員の互選によるものとする。
- 4 支援委員会は、検討すべき課題に関し、複数の部会を設けることができる。
- 5 協議会は、支援委員会の助言や提言を尊重するように努める。
- 6 協議会の構成員は個別に実施する只見ユネスコエコパークに関連する事業に関して、支援委員会に支援を求めることができる。

(事務局)

第八条 推進協議会は只見町が主管し、その庶務を処理するため、事務局を只見町の担当課に置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務)

第九条 推進協議会の運営に必要な経費は、只見町が負担する。

(補則)

第十条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この会則は、平成26年7月10日から施行する。

別表 1 協議会の構成員

只見町

只見町教育委員会

関東森林管理局会津森林管理署南会津支署

福島県南会津地方振興局

福島県南会津農林事務所

福島県南会津建設事務所

環境省東北地方環境事務所

檜枝岐村

電源開発株式会社東日本支店

株式会社東邦銀行只見支店

只見町商工会

JA会津よつば 只見支店

只見町森林組合

一般社団法人只見町観光まちづくり協会

伊北地区非出資漁業協同組合

南会津西部非出資漁業協同組合

只見地区区長連絡会

朝日地区区長連絡会

明和地区区長連絡協議会

只見地区婦人会

朝日地区婦人会

明和地区婦人会

日本MAB計画支援委員会

公益財団法人 日本自然保護協会

第11回 只見ユネスコエコパーク推進協議会 構成員 出席者名簿

No.	役職	所属	役職等	出席者 (敬称略)	備考
1	会長	只見町	町長	菅家 三雄	
2		只見町教育委員会	教育長	渡部 早苗	
3		関東森林管理局 会津森林管理署 南会津支署	支署長 小林森林事務所首席森林官	黒木 尚 栗城 武実	
4	副会長	福島県南会津地方振興局	県民環境部長	佐瀬 昌之	
5		福島県南会津農林事務所	主査	滝沢 智子	
6		福島県南会津建設事務所	事業部長 主任主査 主査	菅波 亨 村上 弘 高橋 俊幸	
7		東北地方環境事務所	国定公園管理官	高橋 優人	欠席
8		檜枝岐村	村長	星 明彦	欠席
9		株式会社東邦銀行只見支店	支店長	三瓶 陽一	欠席
10		電源開発株式会社東日本支店	所長代理	三浦 高德	
11		一般社団法人 只見町観光まちづくり協会	事務次長	角田 誠	
12		只見町商工会	会長	目黒 長一郎	
13		JA会津よつば 只見支店	支店長	河原田 加代	
14		只見町森林組合	代表理事組合長	山内 清示	
15		伊北地区非出資漁業協同組合	総務担当	菅家 忠	
16		南会津西部非出資漁業協同組合	理事	小沼 信孝	
17	副会長	只見地区区長連絡会	会長	鈴木 厚	
18		朝日地区区長連絡会	副会長	酒井 昭博	
19		明和地区区長連絡協議会	会長	飯塚 勇	
20		只見地区婦人会	会長	新国 道子	欠席
21		朝日地区婦人会	会長	角田 咲枝	欠席
22		明和地区婦人会	会長	大竹 やい	欠席
23		日本MAB計画支援委員会	委員	鈴木 和次郎	
24		公益財団法人 日本自然保護協会	主任	朱宮 丈晴	

事務局:

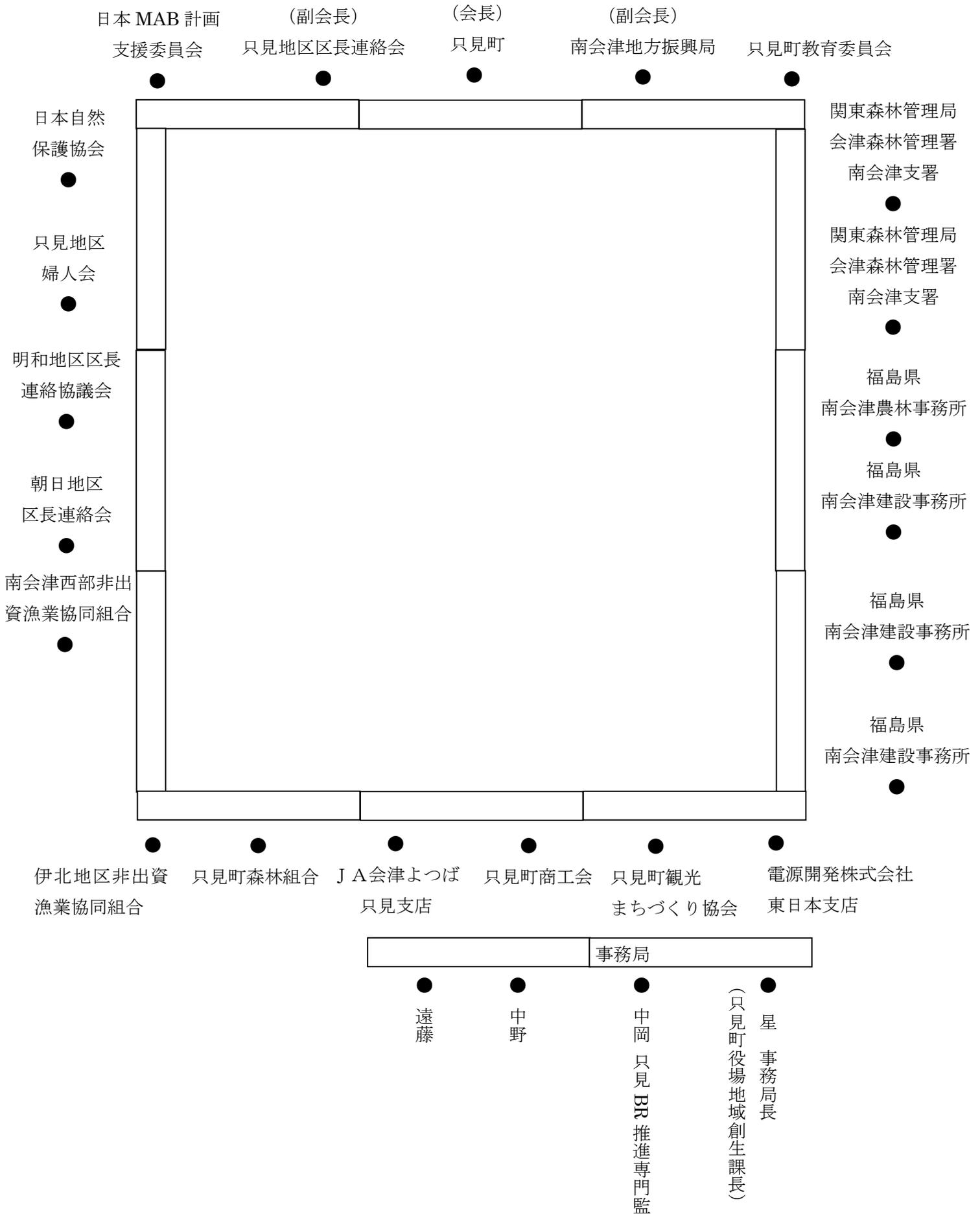
事務局長(只見町役場地域創生課 課長) 星 一

事務局員(只見ユネスコエコパーク推進専門監) 中岡 茂

事務局員(只見町役場地域創生課ユネスコエコパーク推進係 主査) 中野 陽介

事務局員(只見町役場地域創生課ユネスコエコパーク推進係 主事) 遠藤 菜緒子

第 1 1 回只見ユネスコエコパーク推進協議会 配席図



只見ユネスコエコパーク支援委員会 委員名簿

	所属・役職	氏名(敬称略)	専門
1	新潟大学 佐渡自然共生科学センター センター長 / 教授	崎尾 均	森林管理学
2	横浜国立大学 大学院環境情報研究院 自然環境と情報部門 環境生態学分野 教授	酒井 暁子	樹木生態学
3	日本自然保護協会 主任	朱宮 丈晴	環境保全学
4	福島の食文化研究者・管理栄養士	平出 美穂子	食文化
5	特定非営利活動法人福島県有機農業ネットワーク 事務局長 日本有機農業学会 理事	長谷川 浩	有機農業
6	新潟大学 農学部 助教	伊藤 亮司	農業経済
7	福島県立博物館 学芸課 専門学芸員	小林 めぐみ	美術
8	元新潟大学教授	有田 博之	農業工学
9	山形大学 農学部 客員教授	齊藤 正一	森林保護
10	福島県農業総合センター浜地域研究所 専門研究員	三田村 敏正	応用昆虫学
11	公益財団法人ふくしま海洋科学館	春本 宜範	魚類
12	慶應義塾大学 法学部 生物学教室 助教	吉川 夏彦	爬虫両生類
13	国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所 北海道支所 主任研究員	菊地 賢	生態遺伝
14	(公財)日本自然保護協会参与 日本イヌワシ研究会副会長 オリ根自然センター代表	横山 隆一	自然保護、猛禽類
15	東洋大学 文学部 英米文学科 国際哲学研究センター 准教授	金子 有子	溪畔林、生態遺伝
16	早稲田大学名誉教授	三浦 慎悟	動物生態学
17	元只見町ブナセンター館長、元只見町ブナセンター長、前只見 ユネスコエコパーク推進専門監	鈴木 和次郎	森林管理

報告事項について

只見町森林組合

報告事項名	2. 地域の持続可能な社会経済的発展の充実化について
内容	<p>第七次只見町振興計画の理念は、～ブナと生きるまち、雪と暮らすまち、心豊かに生きるまち 自然首都・只見の挑戦「人と自然の共生」～です。</p> <p>ユネスコエコパークの理念である「人と自然の共生」を保ち、持続可能な地域の発展を目指す。理念の方向は同じである。</p> <p>この理念を達成するために3項目の分野で活動している。</p> <p>3分野の1つである②の事項については、町民が注目している分野であると考えます。</p> <p>只見中では、山村から世界に視野を広める「海洋教育」授業の中でプラスチックによる海洋汚染の深刻さに学び、自分たちで能動的にプラスチック削減策を全校で取り組んでいる。</p> <p>水の大循環は、森と川、海はひとつながりの生態系であることを再確認し、地球温暖化防止に寄与する身近にある二酸化炭素削減策を講じていただきたい。</p> <p>（地球温暖化抑制会議：京都議定書（1997）⇒パリ協定（2015））</p> <p>○環境と調和した持続可能な文化の構築を図る。</p> <p>○森林資源の有効活用を推進する。</p>

報告事項について

伊北地区非出資漁業協同組合

報告事項名	①ワカサギ増殖事業 ②ウグイませば造成 ③外来魚駆除・カワウ駆除
内容	①今年は田子倉湖水位低下による作業不能にて5月中旬から6月中旬まで実施 ②ウグイませば造成 蒲生川にて6月に3箇所造成 ③外来魚駆除 6月中旬から7月ますます人口産卵床・刺し網・水中銃による捕獲を田子倉湖に於いて実施 ④カワウ駆除 6月から飛来調査・銃による捕獲、10月まで田子倉湖・只見川に於いて実施。目標28羽許可範囲で捕獲予定 <p style="text-align: right;">以 上</p>

国道 289 号八十里越道路の開設・開通に伴う
只見ユネスコエコパークに対する影響とその対策について
(答申)

令和 2 年 2 月 17 日
只見ユネスコエコパーク支援委員会

令和 2 年 2 月 1 7 日

只見ユネスコエコパーク推進協議会
会長 菅家三雄 様

只見ユネスコエコパーク支援委員会
委員長 崎尾 均

**国道 289 号八十里越道路の開設・開通に伴う
只見ユネスコエコパークに対する影響とその対策について（答申）**

令和元年 7 月 2 日付で当委員会に諮問のあった標記の件について、現地視察及び住民との懇談、会議を重ね、慎重に検討を進めて参りました。

その結果、下記のとおり国道 289 号八十里越道路の開設・開通に伴う只見ユネスコエコパークに対する影響とその対策が考えられましたので、ここに答申いたします。

なお、答申内容については、只見ユネスコエコパーク推進協議会会則第七条第 5 項に基づき、八十里越道路の道路建設および道路供用後の管理・運用が自然と人間活動の調和・共生を目指すユネスコエコパーク（ユネスコ MAB 計画における生物圏保存地域）の理念と目的を実現するものとなるよう特段の配慮を払われるよう要望します。

記

（全般的事項）

国道 289 号八十里越道路（以下、八十里越道路）の周辺は、只見ユネスコエコパークの緩衝地域にあたり、只見ユネスコエコパーク内でもとりわけ自然度の高いブナ林など自然環境が存在し、生物多様性の豊かさを象徴する大型猛禽類のイヌワシ（文化財保護法に基づく国指定天然記念物指定、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種指定、環境省レッドリスト 絶滅危惧 I B 類）・クマタカ（種の保存法に基づく国内希少野生動植物種指定、環境省レッドリスト 絶滅危惧 I B 類）、大型哺乳類のツキノワグマ（IUCN レッドリスト 危急種）・ニホンカモシカ（文化財保護法に基づく国指定天然記念物指定）、小型哺乳類のヤマネ（文化財保護法に基づく国指定天然記念物指定）・クロホオヒゲコオモリ（環境省レッドリスト 絶滅危惧 I B 類）、希少植物のヒメサユリ（環境省レッドリスト 準絶滅危惧）・オオシラヒゲソウ（福島県野生動植物の保護に関する条例に基づく特定希少野生動植物）、近年新種記載されたタダミハコネサンショウウオなどの両生類、分布南限となる昆虫類などの多様で希少な野生動植物が多数生息・生育する地域である。それらの保護・保全に取り組むことは只見ユネスコエコパークの関係者が担う国際的な義務と責任である。

八十里越道路の開設は、只見ユネスコエコパーク域内の住民の生活の向上に寄与することが期待される一方、自然生態系への深刻な影響が懸念される。本道路をユネスコエコパークの理念に沿った地域発展につなげるために、現時点でできる限り軋轢の可能性を排除し、多様な価値観を持つすべての住民に歓迎されるものとなることが望まれる。および将来、この道路が只見ユネスコエコパークに存在するこ

との意義や影響について、世代を超える超長期の視点から多角的に分析することは、ユネスコエコパーク域内の貴重な自然に道路を開設する選択を行った地域の社会的使命と捉え、それに資する準備をすべきである。それゆえ、ユネスコエコパークの目的である自然環境と人間社会の共生を実現および只見ユネスコエコパークの「豪雪に育まれた自然環境と生活・文化を守り・活かす」という精神を実現するための連絡・調整、課題解決を目的とし、只見ユネスコエコパークを推進する当事者である只見ユネスコエコパーク推進協議会及び構成員においては、八十里越道路の開設の解説に伴う諸問題についての解決を図るようあらゆる方策を検討し、実行に移すことを求めたい。さらに、只見ユネスコエコパークは2024年のユネスコ本部への定期報告を控えており、その中で八十里越道路の開設に係る課題への対応が報告され、自然と人間活動の調和・共生を実現するモデルケースとして国際的に情報発信されることを期待したい。

(個別的事項)

1 道路供用前の道路工事に関すること

1-① 「八十里越道路環境検討委員会」への地元組織の参加

既に八十里越道路工事は進められているが、道路工事の影響に関し、地元住民の意見を反映させるしくみが不足している。八十里越道路沿線の自然環境や野生動植物の保護・保全、および地元住民が入会権を持ち利用してきた生物資源の維持管理のためにも、それらに関する現況や実態を熟知している地元住民の議論への参画は不可欠と考える。生態系の改変を伴う公共事業において、地域の自然を慈しみ生態系サービス享受してきた地元住民の知見を事業に反映させることは、ユネスコエコパークの制度の理念や目的とも合致する。それはユネスコエコパークに望まれる合意形成のプロセスとしても重要である。以上のことから、八十里越道路の環境保全対策の検討を行う「八十里越道路環境検討委員会」(事務局：国道交通省長岡国道事務所・新潟県三条地域振興局地域整備部・福島県南会津建設事務所・業務受注者)に、地元住民および住民を包括的に代表する組織である只見町を委員として参加させることを求めたい。

1-② 只見町が定める「只見町の野生動植物を保護する条例」の遵守

只見町は「只見町の野生動植物を保護する条例」を定めている。工事実施者にも本条例の遵守を求めたい。具体的には、工事実施者には、本条例に基づく保護対象種およびその生息・生育場所を特定し、保護・保全を図ることが求められている。また当条例に抵触する事案が発生した場合には、工事実施者は只見町に速やかに報告し、町と共同して対策を講じ、解決する必要がある。

1-③ 大型猛禽類(イヌワシ、クマタカ等)が存続できる静寂な繁殖環境の確保

八十里越道路の周辺は貴重な野生動植物の生育・生息場所であるために、その場所を特定し、その保護・保全を図ることが求められる。特に、大型猛禽類のイヌワシ、クマタカ等については、八十里越道路の全沿線が生息環境となっており、それら大型猛禽類の存続に不可欠な静寂な繁殖環境を確保することが不可欠である。したがって、そのためのモニタリング調査を継続して実施するとともに、そこから得られた科学的知見に基づいて必要な対策を検討し、実施すべきである。とりわけ、イヌワシの営巣地周辺では、営巣地が人間に直視されないような対策を講じることを期待したい。

1-④ 野生動物の移動回廊の確保

八十里越道路の周辺は野生動物の生息場所であることから、道路建設時及び道路供用後の野生動物の

移動回廊を確保する必要がある。そのためには、まず道路を利用する野生動物のモニタリング調査を的確に実施し、そこから得られた科学的知見に基づき、対策を検討し、実施に移すことが原則となる。野生動物の移動ルートに関する調査は平成 17 年に実施されたのみで、この際も 5 月と 8 月の合計 4 日間しか実施されておらず、その結果には生息している動物種の情報が抜けているなど十分な調査結果が得られているとは言い難い。また、平成 17 年から現在に至るまで相当年が経過しており、追加の調査の実施も必要であると考えられる。

現状においても道路周辺が野生動物の生息場所であることは明らかであり、野生動物の道路横断は避けられない問題であると考えられる。したがって、道路全線において道路利用者に対して道路が野生動物の移動ルートであることの周知を道路標識の設置等で行い、保護を求める対策を講じることが第一に必要であると考えられる。さらに、野生動物の道路移動が多い箇所においては、より積極的に野生動物のロードキルを防ぎ、また、道路利用者の安全を確保するためにも、自動車等の走行速度を減速させる措置を講じることが有効であると考えられる。特に、野生動物の道路移動が多いとされ、道路が直線のため自動車等の走行速度が上がりやすいことが予想される白沢平及び大麻平付近の区間では（写真 1）、運転者に野生動物の移動を周知させる道路標識の設置は当然のことながら、野生動物と自動車等の運転手の安全が確保できる制限速度を設けるべきである。さらに積極的に自動車等の走行速度を減速させるための措置として、ハンプ hump やバンプ bump などの道路構造物の設置についても検討することを期待したい。

一方、すでに道路建設者側で、野生動物の道路移動が多い箇所においては野生動物の道路侵入を防ぐ侵入防止策の設置を検討されているが、これは野生動物の移動ルートを寸断するばかりでなく、侵入防止柵より道路側に野生動物が侵入してしまった場合に野生動物は速やかに道路外に逃げることができず、結果的に事故等につながる危険性が高い。また、現状、侵入防止柵により寸断された移動ルートを代替する経路の確保も検討されていないようである。以上のことより道路沿線に野生動物の道路侵入を防ぐ侵入防護柵の設置は行わないことが望ましい。

両生類（サンショウウオなど）の道路横断が予想される白沢平付近においては、まず、活発に活動する産卵期（4－6 月）の夜（雨天時）の道路横断の実態を調査して科学的な知見を得るとともに、現在設置されている道路横断ボックスカルバートの両生類の利用状況についてのモニタリング調査を行い、当該施設の有効性についての検証を行う必要がある。そのうえで、道路供用後の対策を検討、実施する必要がある。現状考えられる具体的な対策としては、道路利用者に対する両生類の道路横断に関する注意喚起を促す整備（季節的な注意喚起看板の設置など）や道路面に両生類のための横断溝（スリット）の設置が考えられる。

1-⑤ 側溝等の野生動物への非トラップ化

路面排水のために側溝（U字溝）、集水枡、暗渠等が設置されているが、一部箇所を除き、小動物（小型哺乳類、両生類、爬虫類、昆虫など）が側溝（U字溝）や集水枡等の構造物に落下した場合、これら構造物に小動物が脱出するための機能が設けられていないため、脱出は困難であり、死亡することが考えられる。従って、側溝に関しては、落下した小動物（小型哺乳類、両生爬虫類、昆虫など）の側溝からの脱出を確保するため、側溝設置区間に原則 10-20m 間隔で、特に溪流などの小動物の生息域付近・両生類の産卵場所付近・側溝が深い場所についてはより密な間隔で保護側溝（山側方向に緩傾斜の斜面など）を設置する必要がある。また、集水枡においても同様に小動物が落下した場合の脱出を助ける構造

を設ける必要がある（写真2）。さらに、側溝などにより集水された雨水を溪流・河川や山地斜面などに流す場合、流水を放出する人工構造物と溪流・河川や山地斜面との間の連続性が断たれているケースがあり（写真3）、これらについては連続性を確保する必要がある。

1-⑥ 融雪剤を含む流水による両生類の生存への悪影響の回避

融雪剤 CaCl_2 の散布がサンショウウオ類の卵や幼生に対して孵化率や生存率の低下をもたらしていることを示唆する研究（照井 2018）がある。豪雪地帯を貫く八十里越道路においても冬季は融雪剤が散布されることが予想されるため、融雪剤を含む流水が両生類の産卵（池）地となるような滞水池に流れ込まないように道路施設構造および道路管理方法とする必要がある。

1-⑦ 道路を横断する小溪流の連続性の確保

小溪流は野生動物の生息環境であるが、これまでにそうした小溪流を横断する形で道路が建設され、道路横断物の溪流は暗渠といった人工構造物に取って代わっている。これまで設置された暗渠にはヒューム管などが使用されているものが多くみられるが、これは野生動物の移動を妨げてしまう問題がある。したがって、既設でヒューム管などを使用している場合は、野生動物の移動を妨げない構造物への交換や移動を促す構造への改修の検討を期待したい。今後新たに設置する場合は、溪流沿いに生息する野生動物の移動を妨げないような構造物の使用することが必要である。また、暗渠に使用する構造物と下流に接続する河川・溪流、山地斜面との間に連続性についても確保する必要がある。

1-⑧ 道路照明灯による野生動物への影響の回避

道路照明灯の光は、野生動物の行動に影響を与える恐れがある（昆虫の誘引、コウモリの夜間行動など）。したがって、八十里越道路の道路沿線やトンネル内に道路照明灯を設置する場合、照明灯には昆虫類、鳥類、哺乳類などの野生動物の行動に影響の少ない種類を選定し、使用する必要がある。また、それら照明灯の光は道路使用上の安全を確保する必要以上に拡散しないようにする必要がある（シェードの設置など）。

1-⑨ 水生生物のための水質や溪流環境の保全

道路沿線の流域の河川にはイワナなどの水生生物が生息しているほか、地元漁協による漁業権が設定されている。従って、道路工事に伴う濁水などの溪流への流出を最小限に留め、魚族の保全に努める必要がある。また、工事に使用した資材のうち、溪流内に放置されている資材が見受けられるため（写真4）、道路供用後の管理・運用に不必要な資材については撤去し、溪流環境を保全する必要がある。

1-⑩ 外来生物の侵入予防

道路工事は一般に、自然生態系を攪乱しつつ多くの人物が往来しながら進行するので、外来生物が侵入しやすい。それらの一部は周囲の未改変地にも拡散し、在来の野生生物種に深刻な影響を与える懸念がある。しかしそうした侵略的外来種に対して、事後的な対策は極めて困難である。侵略性の強弱の予測も難しい。したがって外来種全般について、なるべく侵入・拡散が生じないように、予防措置を講じることを求めたい。

1-⑪ 緑化

道路建設工事により改変された道路周辺環境は修復・再生することが求められる。現状、道路工事により生じた掘削法面や盛り土の裸地について緑化の検討と実施がなされているが、緑化を実施するにあたって第一に現況の調査を実施し、科学的な根拠に基づいたユネスコエパークにふさわしい緑化目標やロードマップを策定するべきである。現状における緑化対策で、誤った認識に基づく緑化目標が設定さ

れているところが見受けられた。また、緑化目標やロードマップの策定あたっては、八十里越道路の周辺は自然度の高い環境が存在する場所であることや開通までの時間が残されていることから、時間スケールを考慮し、植生遷移の考え方も取り入れるべきである。緑化を実施する際は外来種を持ち込まないこと、遺伝子攪乱を行わないことが厳しく求められる。さらに、植生回復が適切に行われているかのモニタリング調査を実施し、その結果をもって適宜対策を検討、実施することが求められる。

緑化目標やロードマップの策定を進めるにあたっては、道路周辺では既に様々な立地条件で異なる時期に掘削法面や盛り土等が造成され、それぞれの場所で植物が侵入、自然に植生が回復している様子が観察できる（写真5～9）ため、これらの様々な立地と異なる工事時期の条件で現況の植生調査を行い、そこから得られる科学的データが大いに役立つと考えられる。

大麻平の大盛土の平地ではブナの苗木を植栽することが検討されているが、現状、植生が自然に回復している箇所も見られ（写真5、6）、道路供用までの時間も残されていることから、原則、必要最小限の植生回復のための補助工事にとどめ、植生は植生遷移の考え方にに基づき自然回復に委ねることも検討すべきである。盛土の斜面でも、原則植生の自然回復を期待しつつも、現在、一部に雨水による斜面の浸食が見られるため、丸太を使用した簡易な土留工や木柵工あるいは生分解性ネットを設置し、土砂流亡を防止する対策を同時に実施することも検討すべきである。

2 道路供用後の道路の管理・運用に関すること

八十里越道路はその供用により、道路沿線の自然環境や生物多様性に大きな影響を与えることが予想される。したがって供用後も引き続き、適切な方針のもとに管理運用を行うことが望まれる。当該地がユネスコエコパークの緩衝地域であることを踏まえ、方針の骨子としては、1) 原生的な自然生態系への影響、および地元住民の生態系サービスの利用への影響を最小化するための最大限の対策を行うことを基本とする、2) 事前の影響予測によって、供用前に管理運用計画を策定して必要な対策をとること、3) 検証可能なように、自然環境や動植物を対象としたモニタリング調査は供用前に開始し、供用後も長期間にわたって行う、4) 事後のモニタリングには交通量や人の立ち入りなど、道路の利用に関する項目も含める、5) それらのモニタリング調査の結果を踏まえ、管理運用計画は順応的に変更する、6) 一連の取り組みには関係する多様な主体が参画する。とりわけ管理運用計画の策定には地元住民の知見や意見が反映されるようにする。そのために情報共有と協議、意思決定を行うための包括的なしくみを策定する、の6点を強調したい。下記に具体的に検討すべき個別課題と対策案を記す。

2-① 情報共有

工事中の既存道路の管理・運用方法について地元への情報提供がほとんど無い現状を鑑み、供用後の状況が懸念される。専門家および道路周辺の地権者（国有林）、只見町、地元住民の意見を、道路の管理・運用方法の検討・決定プロセスに反映する機会を求めたい。道路供用後に生じる課題についても、関係者で情報を共有し、ユネスコエコパークにふさわしい対策を検討し、実施に移すことが求められるとともに、そのための協議・調整の場の設定が必要である。

2-② 事前評価と連続した事後評価

道路周辺に生息する野生動物のモニタリングを道路供用前から行い、管理・運用の方法に反映させる必要がある。

2-③ 法令順守

道路利用者に対して「只見町の野生動植物を保護する条例」が遵守されるように特段の配慮を行う必要がある。具体的には、当該条例周知のための看板・横断幕等の設置や只見町野生動植物保護監視員による道路利用者に対しての当該条例に関する指導を行うことが考えられる。

2-④ 希少個体群の保全

道路沿線の流域の河川はイワナなどの水生生物の重要な生息地であり、さらには地元漁協による漁業権が設定されている。イワナについては、只見地域の在来種であるニッコウイワナ（只見町の野生動植物を保護する条例に基づく只見町貴重野生動植物種に指定、準絶滅危惧種（新潟県等）が生息している可能性がある。道路供用により、これら漁業源の乱獲が予想されるため、漁業資源と魚族の地域的な遺伝子の保護・保全のため禁漁区（保護河川）の設定を検討する必要がある。保護河川の候補地としては、比較的に入渓しやすい木ノ根沢とニッコウイワナの生息の可能性がある叶津川源流部が考えられる。

2-⑤ 地元住民の入会権行使の継続とそれに基づく活動環境の確保

八十里越道路周辺の山林原野は国有林および民有地であり、ここでは歴史的に地元住民が入会権に基づき山菜・きのこの採取や薪炭材生産などで林産資源を持続的に利用しながら生活をしてきた。八十里越道路周辺は、只見ユネスコエコパークの精神である“豪雪に育まれた自然と伝統的な生活文化を守り、活かす”を体現する核心的地域であり、入会権は只見ユネスコエコパークの存立を左右する基礎的事項である。入会権を有する地元集落（叶津、入叶津）では、かつてのような林産資源の利用の規模はないものの、入会権の効用が広く認識されており、入会権継続の希望があった。また、八十里越道路が開通後の道路からの入会地への侵入者による不法採集のほかゴミの不法投棄を、住民は第1に恐れている。住民の中には、不法採取者と遭遇した際、暴力的に脅迫された経験をもつものもあった。したがって、八十里越道路の供用後においても地元住民の入会権とそれに基づく活動ができる環境を確保する必要がある。対策として、警察との協力に基づく、監視カメラ設置、監視員配置、携帯電話基地局設置による通報体制、只見町独自の条例等の上乗せ規制等が考えられた。これら対策には一定の効果が期待できる一方、いずれも効果は限定的であるため、此等の組み合わせや新たな方策等の工夫が必要と考えられる。

2-⑥ 作業道等の利用

現在、八十里越道路から周辺林分へアクセスできる作業道・歩道などが設けられているが、現状のまま道路供用が開始された場合、道路利用者がこれらのアクセス路から周辺の森林や河川へ入ることを可能にし、自然環境の破壊・改変や野生動植物の違法な採取・捕獲が横行することが強く懸念される。従って、道路供用に当たってはこれらアクセス路の適切な管理を行う必要がある。例えば、沼ノ平地域へ続く、国有林が管理する作業道については、沼ノ平及び作業道周辺の湖沼に生息する貴重な野生動植物（吉井ほか 2013）の保護・保全を図るためにも、入り口にゲートを設置、施錠するなどの対策を講じる必要がある。また、大麻平付近に存在する旧八十里越明治新道については、現在、只見町教育委員会が国指定の史跡化を目指すとともにその活用を検討しているため、検討結果を待ち、原則利用を不可としつつガイド付きの限定的な利用などを検討するのが望ましい。

2-⑦ 駐車スペースの利用

現在、八十里越道路には自動車等の走行路線のほか自動車等が駐車可能なスペースが設けられている。また、今後についても道路に接続するように除雪車等の旋回場が設けられる予定となっている。これら道路施設についても、アクセス路同様にそこを拠点とした道路利用者による周辺の森林や河川へのアクセスを可能とし、自然環境の破壊・改変、野生動植物の違法な採取・捕獲が横行する可能性が高い。従

って、そうした可能性のある道路施設については適切な管理の方法を検討し、実施に移す必要がある。

2-⑧ 対策案

⑤～⑦の対策の柱として、浅草岳入叶津登山口駐車場から県境までの区間に、観光用駐車スペースは設けず、道路利用者には道路を横断する野生動物への注意を払いつつ速やかに通過してもらうことが有効だと考えられる。ただし、道路周辺の地元住民の入会慣行、土地所有者が有する権利等が守られるような限定利用の駐車スペースは確保する必要がある。

3 参考文献

会津生物同好会 (2019) 只見・八十里越峠植物観察会. 同好会通信 404

菊地賢・中野陽介・鈴木和次郎 (2019) 只見町の湿原植生. 只見の自然 只見町ブナセンター紀要 7: 39-55

菊地賢・鈴木和次郎・遠藤菜緒子・榎原寛・渡部賢史 (2018) 企画展解説シリーズ⑪ 只見の湿原・その生態と歴史. 只見町ブナセンター

佐藤洋司 (2001) 哺乳類. (只見町史編さん委員会編「会津只見の自然 (気候、地質、動物編) . p159-177. 只見町

照井滋晴・太田宏・石川博規・郷田智章 (2018) エゾサンショウウオとトウホクサンショウウオの孵化率及び幼生の生存率に融雪剤 (CaCl₂) が及ぼす影響. 保全生態学研究 23: 67-73

吉井重幸・平澤桂・三田村敏正 (2013) 只見町の水生昆虫. 只見の自然 只見町ブナセンター紀要 2: 55-63

吉川夏彦 (2015) 只見町に生息するタダミハコネサンショウウオについて. 只見の自然 只見町ブナセンター紀要 4: 2-6

Yoshikawa N. and Matsui M.(2014) Two new Salamanders of the genus *Onychodactylus* from Eastern Honshu, Japan(Amphibia, Caudata, Hynobiidae). Zootaxa3866: 53-78

4 検討範囲

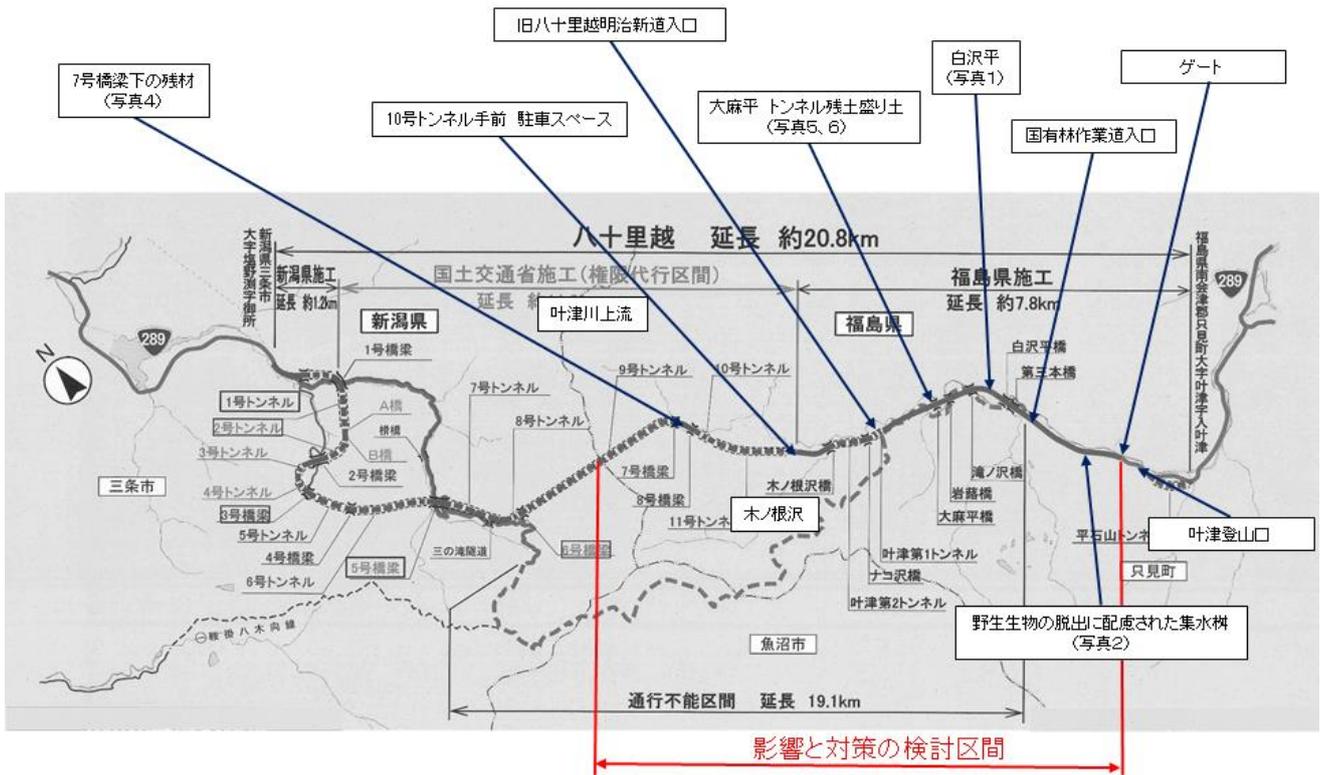




写真1 夕刻にニホンジカが道路横断する白沢平付近道路
(2019年10月24日16:50撮影)



写真2 段差が設けられ小動物が脱出に配慮された集水枡



写真3 流水を放出する人工構造物と溪流・河川や山地斜面との間の連続性が断たれている



写真4 建設資材が残る河川環境（7号橋梁付近）



写真5 大麻平 トンネル残土処理場（盛土） 植生回復状況①
ススキ、ヤナギ、ヒメヤシャブシなどの侵入・定着がみられる



写真6 大麻平 トンネル残土処理場（盛土） 植生回復状況②
ススキ、ヤナギ、ヒメヤシャブシなどの侵入・定着がみられる



写真7 県境付近 法面客土吹き付け状況
(左：客土吹付直後箇所、右：客土吹付から時間が経過した箇所)



写真8 県境付近 客土吹き付け法面の植生回復状況
コアカソ、ヒメヤシャブシの侵入が見られる



写真9 木ノ根沢付近 法面植生回復状況

工事から時間が経過し、ヒメヤシャブシ、タニウツギなどの樹木種が定着し、低木林が成立している。

国道289号八十里越道路の開設・開通に伴う只見ユネスコエコパークに対する影響とその対策について（答申）に係る対応策

No.	答申内容	対応策 (2020.7.31)
1	<p>(全般的事項)</p> <p>国道289号八十里越道路（以下、八十里越道路）の周辺は、只見ユネスコエコパークの緩衝域にあり、只見ユネスコエコパーク内でもとりわけ自然度の高いブナ林など自然環境が存在し、生物多様性の豊かさを象徴する大型猛禽類のイヌワシ（文化財保護法に基づく国指定天然記念物指定、種の保存法に基づく国内希少野生動物種指定、環境省レッドリスト 絶滅危惧ⅠB類）・クマタカ（種の保存法に基づく国内希少野生動物種指定、環境省レッドリスト 絶滅危惧ⅠB類）、大型哺乳類のツキノワグマ（IUCNレッドリスト 危急種）・ニホンカモシカ（文化財保護法に基づく国指定天然記念物指定）、小型哺乳類のヤマメ（文化財保護法に基づく国指定天然記念物指定）・クロホオヒゲクモモリ（環境省レッドリスト 絶滅危惧ⅠB類）、希少植物のヒメサユリ（環境省レッドリスト 準絶滅危惧）・オオシラヒゲソウ（福島県野生動物植物の保護に関する条例に基づく特定希少野生動物植物）、近年新種記載されたタダミハコネサンショウウオなどの両生類、分布南限となる昆虫類などの多様で希少な野生動物植物が多数生息・生育する地域である。それらの保護・保全に取り組むことは只見ユネスコエコパークの関係者が担う国際的な義務と責任である。</p> <p>八十里越道路の開設は、只見ユネスコエコパーク域内の住民の生活の向上に寄与することが期待される一方、自然生態系への深刻な影響が懸念される。本道路をユネスコエコパークの理念に沿った地域発展につなげるために、現時点でできる限り軋轢の可能性を排除し、多様な価値観を持つすべての住民に歓迎されるものとなることが望まれる。および将来、この道路が只見ユネスコエコパークに存在することの意義や影響について、世代を超える超長期の視点から多角的に分析することは、ユネスコエコパーク域内の貴重な自然に道路を開設する選択を行った地域の社会的使命と捉え、それに資する準備をすべしである。それゆえ、ユネスコエコパークの目的である自然環境と人間社会の共生を実現および只見ユネスコエコパークの「豪雪に育まれた自然環境と生活・文化を守り・活かす」という精神を実現するための連絡・調整、課題解決を目的とし、只見ユネスコエコパークを推進する当事者である只見ユネスコエコパーク推進協議会及び構成員においては、八十里越道路の開設に伴う諸問題についての解決を図るようあらゆる方策を検討し、実行に移すことを求めたい。さらに、只見ユネスコエコパークは2024年のユネスコ本部への定期報告を控えており、その中で八十里越道路の開設に係る課題への対応が報告され、自然と人間活動の調和・共生を実現するモデルケースとして国際的に情報発信されることを期待したい。</p>	
2	<p>1-① 「八十里越道路環境検討委員会」への地元組織の参加</p> <p>既に八十里越道路工事は進められているが、道路工事の影響に関し、地元住民の意見を反映させるしくみが不足している。八十里越道路沿線の自然環境や野生動物植物の保護・保全、および地元住民が入会権を持ち利用してきた生物資源の維持管理のためにも、それらに関する現状や実態を熟知している地元住民の議論への参画は不可欠と考える。生態系の改変を伴う公共事業において、地域の自然を慈しみ生態系サービスを享受してきた地元住民の知見を事業に反映させることは、ユネスコエコパークの制度の理念や目的とも合致する。それはユネスコエコパークに望まれる合意形成のプロセスとしても重要である。以上のことから、八十里越道路の環境保全対策の検討を行う「八十里越道路環境検討委員会」（事務局：国道交通省長岡国道事務所・新潟県三条地域振興局地域整備部・福島県南会津建設事務所・業務受注者）に、地元住民および住民を包括的に代表する組織である只見町を委員として参加させることを求めたい。</p>	<p>(南会津建設事務所) (長岡国道事務所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・八十里越道路環境検討委員会は、国道289号の八十里越道路の工事着手にあたり、その具体的な環境保全対策の検討を行うことを目的として学識経験者で組織する本委員会を設立しており、委員会にて猛禽類、希少動物等の保全措置等について意見をいただき、適切に事業を進めています。 ・只見町には只見ユネスコエコパーク推進協議会の代表として、地元意見、調査等の要望、保全方法等の調整について適宜ご協力いただきたい。
3	<p>1-② 只見町が定める「只見町の野生動物植物を保護する条例」の遵守</p> <p>只見町は「只見町の野生動物植物を保護する条例」を定めている。工事実施者にも本条例の遵守を求めたい。具体的には、工事実施者には、本条例に基づく保護対象種およびその生息・生育場所を特定し、保護・保全を図ることが求められている。また当条例に抵触する事案が発生した場合には、工事実施者は只見町に速やかに報告し、町と共同して対策を講じ、解決する必要がある。</p>	<p>(南会津建設事務所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「只見町の野生動物植物を保護する条例」を遵守するよう工事関係者へ周知していきます。 ・また当条例に抵触する事案が発生した場合には、只見町に速やかに報告し、町と共同して対策を講じ解決します。 <p>(只見町) 工事実施者である長岡国道事務所、南会津建設事務所に対して、改めて、「只見町の野生動物植物を保護する条例」にかかる保護対象種などの情報提供を行い、当該条例に抵触する事案が報告あった場合は共同で対策を講じることとします。</p>
4	<p>1-③ 大型猛禽類（イヌワシ、クマタカ等）が存続できる静寂な繁殖環境の確保</p> <p>八十里越道路の周辺は貴重な野生動物植物の生育・生息場所であるために、その場所を特定し、その保護・保全を図ることが求められる。特に、大型猛禽類のイヌワシ、クマタカ等については、八十里越道路の全沿線が生息環境となっており、それら大型猛禽類の存続に不可欠な静寂な繁殖環境を確保することが不可欠である。したがって、そのためのモニタリング調査を継続して実施するとともに、そこから得られた科学的知見に基づいて必要な対策を検討し、実施するべきである。とりわけ、イヌワシの営巣地周辺では、営巣地が人間に直視されないような対策を講じることを期待したい。</p>	<p>(南会津建設事務所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・静寂性について、モニタリングの継続により大型猛禽類の繁殖状況を確認し、繁殖が確認された場合、工事工程等の調整により影響の最小化に努めます。 ・営巣地が人間に直視されないような対策について、現在までは工事箇所から直視できる位置での繁殖は確認されていませんが、そのような状況が確認された場合、適切な対策を講じることを検討し、対応してまいります。

国道289号八十里越道路の開設・開通に伴う只見ユネスコエコパークに対する影響とその対策について（答申）に係る対応策

No.	答申内容	対応策 (2020.7.31)
5	<p>1-④ 野生動物の移動回廊の確保 八十里越道路の周辺は野生動物の生息場所であることから、道路建設時及び道路供用後の野生動物の移動回廊を確保する必要がある。そのためには、まず道路を利用する野生動物のモニタリング調査を的確に実施し、そこから得られた科学的知見に基づき、対策を検討し、実施に移すことが原則となる。野生動物の移動ルートに関する調査は平成17年に実施されたのみで、この際も5月と8月の合計4日間しか実施されておらず、その結果には生息している動物種の情報が抜けているなど十分な調査結果が得られているとは言い難い。また、平成17年から現在に至るまで相当年が経過しており、追加の調査の実施も必要であると考えられる。</p> <p>現状においても道路周辺が野生動物の生息場所であることは明らかであり、野生動物の道路横断は避けられない問題であると考えられる。したがって、道路全線において道路利用者に対して道路が野生動物の移動ルートであることの周知を道路標識の設置等で行い、保護を求める対策を講じることが第一に必要であると考えられる。さらに、野生動物の道路移動が多い箇所においては、より積極的に野生動物のロードキルを防ぎ、また、道路利用者の安全を確保するためにも、自動車等の走行速度を減速させる措置を講じることが有効であると考えられる。特に、野生動物の道路移動が多いとされ、道路が直線のため自動車等の走行速度が上がりやすいことが予想される白沢平及び大麻平付近の区間では（写真1）、運転者に野生動物の移動を周知させる道路標識の設置は当然のことながら、野生動物と自動車等の運転手の安全が確保できる制限速度を設けるべきである。さらに積極的に自動車等の走行速度を減速させるための措置として、ハンブumpやハンブumpなどの道路構造物の設置についても検討することを期待したい。</p> <p>一方、すでに道路建設者側で、野生動物の道路移動が多い箇所においては野生動物の道路侵入を防ぐ侵入防止策の設置を検討されているが、これは野生動物の移動ルートを寸断するばかりでなく、侵入防止柵より道路側に野生動物が侵入してしまった場合に野生動物は速やかに道路外に逃げることもできず、結果的に事故等につながる危険性が高い。また、現状、侵入防止柵により寸断された移動ルートを代替する経路の確保も検討されていないようである。以上のことより道路沿線に野生動物の道路侵入を防ぐ侵入防護柵の設置は行わないことが望ましい。</p> <p>両生類（サンショウウオなど）の道路横断が予想される白沢平付近においては、まず、活発に活動する産卵期（4-6月）の夜（雨天時）の道路横断の実態を調査して科学的な知見を得るとともに、現在設置されている道路横断ボックスカルバートの両生類の利用状況についてのモニタリング調査を行い、当該施設の有効性についての検証を行う必要がある。そのうえで、道路供用後の対策を検討、実施する必要がある。現状考えられる具体的な対策としては、道路利用者に対する両生類の道路横断に関する注意喚起を促す整備（季節的な注意喚起看板の設置など）や道路面に両生類のための横断溝（スリット）の設置が考えられる。</p>	<p>(南会津建設事務所)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度調査より、哺乳類調査を実施します。 警戒標識（黄色看板）の設置を実施します。 当該地区は、全国的にも有数の豪雪地帯であり、冬期間においては除雪が必要で、ハンブ・ハンブの設置は、段差による走行車両のスリップを誘発するばかりではなく、除雪作業の弊害になり、除雪作業の遅れ、サービス水準の低下が懸念されます。そのため、区画線を立体的に見せ、幅員狭小と見せることにより、速度抑制の対応は可能と考えます。 動物侵入防止柵は設置しません。なお、移動ルートについて調査を行い、必要な対策を実施していきます。 令和2年4月より、サンショウウオ類を対象とした、夜間を含む横断実態及び産卵状況の調査を実施しています。 過年度より、ボックスカルバートの利用状況調査を実施してきており、今後も継続して実施します。また、その調査の中で、側溝を這い上がり道路を横断することが確認されたため、実証実験を実施し、道路に這いあがれない構造とし、ボックスカルパートへ誘導する工夫をした工事を実施します。
6	<p>1-⑤ 側溝等の野生動物への非トラップ化 路面排水のために側溝（U字溝）、集水枡、暗渠等が設置されているが、一部箇所を除き、小動物（小型哺乳類、両生類、爬虫類、昆虫など）が側溝（U字溝）や集水枡等の構造物に落下した場合、これら構造物に小動物が脱出するための機能が設けられていないため、脱出は困難であり、死亡することが考えられる。従って、側溝に関しては、落下した小動物（小型哺乳類、両生爬虫類、昆虫など）の側溝からの脱出を確保するため、側溝設置区間に原則10-20m間隔で、特に溪流などの小動物の生息域付近・両生類の産卵場所付近・側溝が深い場所についてはより密な間隔で保護側溝（山側方向に緩傾斜の斜面など）を設置する必要がある。また、集水枡においても同様に小動物が落下した場合の脱出を助ける構造を設ける必要がある（写真2）。さらに、側溝などにより集水された雨水を溪流・河川や山地斜面などに流す場合、流水を放出する人工構造物と溪流・河川や山地斜面との間の連続性が断たれているケースがあり（写真3）、これらについては連続性を確保する必要がある。</p>	<p>(南会津建設事務所)</p> <ul style="list-style-type: none"> モニタリング調査を継続して行い、必要な対策を検討していきます。
7	<p>1-⑥ 融雪剤を含む流水による両生類の生存への悪影響の回避 融雪剤CaCl₂の散布がサンショウウオ類の卵や幼生に対して孵化率や生存率の低下をもたらしていることを示唆する研究（照井2018）がある。豪雪地帯を貫く八十里越道路においても冬季は融雪剤が散布されることが予想されるため、融雪剤を含む流水が両生類の産卵（池）地となるような滞水池に流れ込まないように道路施設構造および道路管理方法とする必要がある。</p>	<p>(南会津建設事務所)</p> <ul style="list-style-type: none"> 融雪剤を含んだ水が溜池に流れ込まないよう、排水工を設け、そこで受けるよう工夫を実施しています。また、塩化物不使用の環境配慮型融雪剤の使用も検討します。

国道289号八十里越道路の開設・開通に伴う只見ユネスコエコパークに対する影響とその対策について（答申）に係る対応策

No.	答申内容	対応策 (2020.7.31)
8	<p>1一⑦ 道路を横断する小溪流の連続性の確保 小溪流は野生動物の生息環境であるが、これまでにそうした小溪流を横断する形で道路が建設され、道路横断物の溪流は暗渠といった人工構造物に取って代わっている。これまで設置された暗渠にはヒューム管などが使用されているものが多くみられるが、これは野生動物の移動を妨げてしまう問題がある。したがって、既設でヒューム管などを使用している場合は、野生動物の移動を妨げない構造物への交換や移動を促す構造物への改修の検討を期待したい。今後新たに設置する場合は、溪流沿いに生息する野生動物の移動を妨げないような構造物の使用することが必要である。また、暗渠に使用する構造物と下流に接続する河川・溪流、山地斜面との間に連続性についても確保する必要がある。</p>	<p>(南会津建設事務所) ・令和2年度調査において、野生動物の種類と移動経路の把握を行い、保全上重要な箇所の把握を行っています。 ・道路の下に動物移動用通路（ボックスカルバート）を整備済みですが、今後それらの通路が高頻度で利用されるよう、通路への誘導対策や通路に侵入する際の障害等の解消を検討します。</p>
9	<p>1一⑧ 道路照明灯による野生動物への影響の回避 道路照明灯の光は、野生動物の行動に影響を与える恐れがある（昆虫の誘引、コウモリの夜間行動など）。したがって、八十里越道路の道路沿線やトンネル内に道路照明灯を設置する場合、照明灯には昆虫類、鳥類、哺乳類などの野生動物の行動の少ない種類を選定し、使用する必要がある。また、それら照明灯の光は道路使用上の安全を確保する必要以上に拡散しないようにする必要がある（シェードの設置など）。</p>	<p>(南会津建設事務所) ・当該路線の照明には、ルーバータイプ（光の漏洩を極力少なくする）の照明や昆虫の誘引特性の小さい光源のLED照明の採用を検討し、野生動物への影響の低減に努めます。</p>
10	<p>1一⑨ 水生生物のための水質や溪流環境の保全 道路沿線の流域の河川にはイワナなどの水生生物が生息しているほか、地元漁協による漁業権が設定されている。従って、道路工事に伴う濁水などの溪流への流出を最小限に留め、魚族の保全に努める必要がある。また、工事に使用した資材のうち、溪流内に放置されている資材が見受けられるため（写真4）、道路供用後の管理・運用に不必要な資材については撤去し、溪流環境を保全する必要がある。</p>	<p>(長岡国道事務所) ・水質や水生生物の保全のため、道路供用後の管理・運用に不必要な資材は供用までに撤去してまいりたい。</p>
11	<p>1一⑩ 外来生物の侵入予防 道路工事は一般に、自然生態系を攪乱しつづ多くの人物が往来しながら進行するので、外来生物が侵入しやすい。それらの一部は周囲の未改変地にも拡散し、在来の野生動物種に深刻な影響を与える懸念がある。しかしそうした侵略的外来種に対して、事後的な対策は極めて困難である。侵略性の強弱の予測も難しい。したがって外来種全般について、なるべく侵入・拡散が生じないよう、予防措置を講じることを求めたい。</p>	<p>(南会津建設事務所) ・特定の外来生物のみの侵入予防措置は、困難と考えます。</p>
12	<p>1一⑪ 緑化 道路建設工事により改変された道路周辺環境は修復・再生することが求められる。現状、道路工事により生じた掘削法面や盛り土の裸地について緑化の検討と実施がなされているが、緑化を実施するにあたって第一に現状の調査を実施し、科学的な根拠に基づいたユネスコエコパークにふさわしい緑化目標やロードマップを策定するべきである。現状における緑化対策で、誤った認識に基づく緑化目標が設定されているところが見受けられた。また、緑化目標やロードマップの策定にあたっては、八十里越道路の周辺は自然度の高い環境が存在する場所であることや開通までの時間が残されていることから、時間スケールを考慮し、植生遷移の考え方も取り入れるべきである。緑化を実施する際は外来種を持ち込まないこと、遺伝子攪乱を行わないことが厳しく求められる。さらに、植生回復が適切に行われているかのモニタリング調査を実施し、その結果をもって適宜対策を検討、実施することが求められる。緑化目標やロードマップの策定を進めるにあたっては、道路周辺では既に様々な立地条件で異なる時期に掘削法面や盛り土等が造成され、それぞれの場所で植物が侵入、自然に植生が回復している様子が観察できる（写真5～9）ため、これらの様々な立地と異なる工事時期の条件で現状の植生調査を行い、そこから得られる科学的データが大いに役立つと考えられる。大麻平の大盛土の平地ではフナノ苗木を植栽することが検討されているが、現状、植生が自然に回復している箇所も見られ（写真5、6）、道路供用までの時間も残されていることから、原則、必要最小限の植生回復のための補助工事にとどめ、植生は植生遷移の考え方に基づき自然回復に委ねることも検討すべきである。盛土の斜面でも、原則植生の自然回復を期待しつつも、現在、一部に雨水による斜面の浸食が見られるため、丸太を使用した簡易な土留工や木柵工あるいは生分解性ネットを設置し、土砂流出を防止する対策を同時に実施することも検討すべきである。</p>	<p>(南会津建設事務所) ・植生は客土吹付けのみにとどめており、自然に種が舞って発芽するのを待つ対応をとっています。また、客土吹付した法面が浸食されているところは、土砂流出を最小限に防止する対策を検討します。 (長岡国道事務所) ・大麻平の高盛土の対応については、八十里越道路環境検討委員会にて意見をいただき、緑化を進める予定であるが、福島県農林事務所及び只見町と協議を進めて対応してまいりたい。 (只見町) ・大麻平の高盛土地については、当該地が只見町の所有地であり、長岡国道事務所に使用いただいているものとあります。緑化いただくものとなっていますが、望ましい形について只見ユネスコエコパーク支援委員会の意見を伺いながら、長岡国道事務所と協議して参りたい。</p>

（個別的事項）

国道289号八十里越道路の開設・開通に伴う只見ユネスコエコパークに対する影響とその対策について（答申）に係る対応策

No.	答申内容	対応策 (2020.7.31)
13	<p>八十里越道路はその供用により、道路沿線の自然環境や生物多様性に大きな影響を与えることが予想される。したがって供用後も引き続き、適切な方針のもとに管理運用を行うことが望まれる。当該地がユネスコエコパークの緩衝地域であることを踏まえ、方針の骨子としては、1) 原生的な自然生態系への影響、および地元住民の生態系サービスの利用への影響を最小化するための最大限の対策を行うことを基本とする、2) 事前の影響予測によって、供用前に管理運用計画を策定して必要な対策をとること、3) 検証可能なように、自然環境や動植物を対象としたモニタリング調査は供用前に開始し、供用後も長期間にわたって行う、4) 事後のモニタリングには交通量や人の立ち入りなど、道路の利用に関する項目も含める、5) それらのモニタリング調査の結果を踏まえ、管理運用計画は順応的に変更する、6) 一連の取り組みには関係する多様な主体が参画する。とりわけ管理運用計画の策定には地元住民の知見や意見が反映されるようにする。そのために情報共有と協議、意思決定を行うための包括的なしくみを策定する、の6点を強調したい。下記に具体的に検討すべき個別課題と対策案を記す。</p>	<p>(南会津建設事務所) 1)モニタリング調査を継続して行い、必要な対策を実施していきます。 2)モニタリング調査を継続して行い、必要な対策を実施していきます。 3)モニタリング調査については、毎年継続で実施しており、環境検討委員会の中でも、供用後の調査継続の意見が出ていることから、モニタリング調査を実施していきます。 4)モニタリング調査及び交通量調査を実施していきます。 5)モニタリング調査を継続して行い、必要な対策を実施していきます。 6)只見ユネスコエコパーク推進協議会において要望を頂く他、電話やHPにて頂いたご意見・ご要望などに対応していきます。</p>
14	<p>2-1① 情報共有 工事中の既存道路の管理・運用方法について地元への情報提供がほとんど無い現状を鑑み、供用後の状況が懸念される。専門家および道路周辺の地権者（国有林）、只見町、地元住民の意見を、道路の管理・運用方法の検討・決定プロセスに反映する機会を求めたい。道路供用後に生じる課題についても、関係者で情報を共有し、ユネスコエコパークにふさわしい対策を検討し、実施に移すことが求められるとともに、そのための協議・調整の場の設定が必要である。</p>	<p>(南会津建設事務所) 福島県の道路管理要領等に基づき、適切に道路管理してまいります。 供用後の道路管理につきましても、引き続き電話やHPにて頂いたご意見・ご要望などに対応してまいります。</p>
15	<p>2-1② 事前評価と連続した事後評価 道路周辺に生息する野生動物のモニタリングを道路供用前から行い、管理・運用の方法に反映させる必要がある。</p>	<p>(南会津建設事務所) モニタリングについては、毎年継続で実施しており、環境検討委員会の中でも、供用後の調査継続の意見が出ていることから、モニタリング調査を実施していきます。</p>
16	<p>2-1③ 法令順守 道路利用者に対して「只見町の野生動植物を保護する条例」が遵守されるように特段の配慮を行う必要がある。具体的には、当該条例周知のための看板・横断幕等の設置や只見町野生動植物保護監視員による道路利用者に対する当該条例に関する指導を行うことが考えられる。</p>	<p>(会津森林管理署南会津支署) 只見町が、当該条例周知のための看板・横断幕等を、道路敷外の国有林野内に設置する必要が生じた場合、貸付手続等について助言の予定。 (福島県南会津地方振興局) ○ 県では、福島県自然環境保全条例に基づき、県内に所在する国立・国定、県立自然公園及び自然環境保全地域・緑地環境保全地域において、自然保護指導員を配置し、公園利用者や各種行為者等への指導を行うとともに、自然環境、公園施設等の状況について、所轄振興局に業務報告を行っている。 ○ 只見町については、越後三山只見国定公園（只見分）、只見柳津県立自然公園（只見分）に、各1名を配置している。管内15名配置。 (只見町) 当該条例を周知する看板・横断幕等を会津森林管理署南会津支署や福島県南会津建設事務所、地元集落等に相談・許可を得ながら設置することとします。また、只見町野生動植物保護監視員の活動による指導も行っていきます。</p>

国道289号八十里越道路の開設・開通に伴う只見ユネスコエコパークに対する影響とその対策について（答申）に係る対応策

No.	答申内容	対応策 (2020.7.31)
17	<p>2 道路 供用 後の 道路 の 管理 ・ 運用 に 関 する こと</p> <p>2-④ 希少個体群の保全 道路沿線の流域の河川はイワナなどの水生生物の重要な生息地であり、さらには地元漁協による漁業権が設定されている。イワナについては、只見地域の在来種であるニッコウイワナ（只見町の野生動植物を保護する条例に基づく只見町貴重野生動植物種に指定、準絶滅危惧種（新潟県等）が生息している可能性がある。道路供用により、これら漁業源の乱獲が予想されるため、漁業資源と魚種の地域的な遺伝子の保護・保全のため禁漁区（保護河川）の設定を検討する必要がある。保護河川の候補地としては、比較的入深しやすい木ノ根沢とニッコウイワナの生息の可能性がある叶津川源流部が考えられる。</p>	<p>(伊北地区非出資漁業協同組合) 町と協力し、ニッコウイワナなどの生息調査を実施し、禁漁区域と活用区域を設定する。守る場所は守る、活用する場所は活用するという方針を町内外にわかりやすく発信していく。</p> <p>(只見町) 伊北地区非出資漁業協同組合の要請に応じ、在来イワナの生息分布調査などに協力していきます。</p>
18	<p>2-⑤ 地元住民の入会権行使の継続とそれに基づく活動環境の確保 八十里越道路周辺の山林原野は国有林および民有地であり、ここでは歴史的に地元住民が入会権に基づき山菜・きのこの採取や薪炭材生産などで林産資源を持続的に利用しながら生活してきた。八十里越道路周辺は、只見ユネスコエコパークの精神である“豪雪に育まれた自然と伝統的な生活文化を守り、活かす”を体現する核的地域であり、入会権は只見ユネスコエコパークの存立を左右する基礎的事項である。入会権を有する地元集落（叶津、入叶津）では、かつてのような林産資源の利用の規模はないものの、入会権の効用が広く認識されており、入会権継続の希望があった。また、八十里越道路が開通後の道路からの入会地への侵入者による不法採集のほかゴミの不法投棄を、住民は第1に恐れている。住民の中には、不法採取者と遭遇した際、暴力的に脅迫された経験をもつものもあった。したがって、八十里越道路の供用後においても地元住民の入会権とそれに基づく活動ができる環境を確保する必要がある。対策として、警察との協力に基づく、監視カメラ設置、監視員配置、携帯電話基地局設置による通報体制、只見町独自の条例等の上乗せ規制等が考えられた。これら対策には一定の効果が期待できる一方、いずれも効果は限定的であるため、此等の組み合わせや新たな方策等の工夫が必要と考えられる。</p>	<p>(会津森林管理署南会津支署) 当該地域の国有林における地元住民の入会権については、当支署と叶津共用林野組合との普通共用林野契約が該当する。本契約は、これまで5年毎に更新してきており、特段の事案が発生しない限り契約更改は可能である。</p> <p>また、現在、支署において実施している林野巡視および共用林野組合が設置する注意喚起の看板以外に、入会権に基づく環境を確保するための施設を国有林野内に設置する必要が生じた場合、貸付手続等について助言の予定。</p> <p>(福島県南会津地方振興局) ○ 県では、不法投棄防止に向けて、以下の取組を行っている。 ①産業廃棄物不法投棄監視員の設置 管内に7名配置（只見町1名）し、監視パトロール、情報収集、啓発、不法投棄等行為に対する指導等を実施。 ②業者委託による監視パトロール 毎年4～12月の間、県では休日及び平日夜間において警備会社による監視パトロールを実施。※令和元年度の管内での実施回数は98回。 ③産業廃棄物適正処理監視指導員の配置 いわきを除く県内6地方振興局に警察官OBを1名配置。年間約190日の監視活動等を実施。 ④不法投棄監視カメラの設置 不法投棄されやすい場所に監視カメラを設置。 ○ また、県では、県・市町村等の行政主体による監視に加え、地域住民等による日常的な監視体制づくりを推進するため、「地域ぐるみ監視体制づくり支援事業」により、地域での啓発活動や監視パトロール活動、地域環境整備活動への支援を行っている。</p> <p>(只見町) 通信環境の確保のため、携帯電話基地局の設置を要望していきます。また、会津森林管理署南会津支署、福島県南会津地方振興局の既存の監視体制に加え、警察、地元住民の協力に基づく監視体制の構築を検討して参ります。只見町独自の条例による規制については、研究の上、検討して参りません。</p>

国道289号八十里越道路の開設・開通に伴う只見ユネスコエコパークに対する影響とその対策について（答申）に係る対応策

No.	答申内容	対応策 (2020.7.31)
19	<p>2-⑥ 作業道等の利用 現在、八十里越道路から周辺林分へアクセスできる作業道・歩道などが設けられているが、現状のまま道路供用が開始された場合、道路利用者がこれらのアクセス路から周辺の森林や河川へ入ることを可能にし、自然環境の破壊・改変や野生動植物の違法な採取・捕獲が横行することが強く懸念される。従って、道路供用に当たってはこれらアクセス路の適切な管理を行う必要がある。例えば、沼ノ平地域へ続く、国有林が管理する作業道については、沼ノ平及び作業道周辺の湖沼に生息する貴重な野生動植物（吉井ほか2013）の保護・保全を図るためにも、入り口にゲートを設置、施錠するなどの対策を講じる必要がある。また、大麻平付近に存在する旧八十里越明治新道については、現在、只見町教育委員会が国指定の史跡化を目指すとともにその活用を検討しているため、検討結果を待ち、原則利用を不可としつつガイド付きの限定的な利用などを検討するのが望ましい。</p>	<p>(会津森林管理署南会津支署) 沼ノ平地域へ続く、国有林が管理する治山管理用道路については、令和2年度、入り口にゲートを設置、施錠のうえ、関係者以外進入禁止の標識を設置の予定。</p> <p>(南会津建設事務所) 道路管理上、道路利用者に対する立入防止対策を講じます。 なお、各箇所へのアクセス道の入り口にゲート等の設置については、地域との協議の上対応を検討し、道路管理上必要な管理を行います。</p> <p>(只見町教育委員会) 現在2市1町（新潟県三条市、魚沼市、福島県只見町）で調査を進めるとともに今後の整備、活用について検討しています。旧八十里越明治新道には、危険な場所等もあることからガイド付きの限定的な利用が望ましいと考えています。なお、今回の答申内容を2市（新潟県三条市、魚沼市）と情報共有し、今後どのような活用ができるか検討してまいります。</p>
20	<p>2-⑦ 駐車スペースの利用 現在、八十里越道路には自動車等の走行路線のほか自動車等が駐車可能なスペースが設けられている。また、今後についても道路に接続するように除雪車等の旋回場が設けられる予定となっている。これら道路施設についても、アクセス路同様にそこを拠点とした道路利用者による周辺の森林や河川へのアクセスを可能とし、自然環境の破壊・改変、野生動植物の違法な採取・捕獲が横行する可能性が高い。従って、そうした可能性のある道路施設については適切な管理の方法を検討し、実施に移す必要がある。</p>	<p>(南会津建設事務所) 道路管理上、道路に接続する除雪車等の転回所において、道路利用者に対する立入防止対策を講じます。 なお、地域との協議の上対応を検討し、道路管理上必要な管理を行います。</p>
21	<p>2-⑧ 対策案 ⑤～⑦の対策の柱として、浅草岳入叶津登山口駐車場から県境までの区間に、観光用駐車スペースは設けず、道路利用者には道路を横断する野生動物への注意を払いつつ速やかに通過してもらうことが有効だと考えられる。ただし、道路周辺の地元住民の入会慣行、土地所有者が有する権利等が守られるような限定利用の駐車スペースは確保する必要がある。</p>	<p>(只見町) 只見ユネスコエコパーク支援委員会の答申を踏まえ、国道289号八十里越道路（福島県側）沿線に観光用駐車スペースを設けることは希望しません。また、道路利用者が道路を横断する野生動物へ注意しつつ速やかに通過するとともに、地元住民・土地所有者の諸権利の確保を両立する有効な方法を研究の上、検討して参ります。</p>

令和2年度 只見ユネスコエコパーク推進協議会
構成員によるユネスコエコパークへの取り組み計画について

目次

只見町

- ① 「只見町の野生動植物を保護する条例」の運用
- ② 「ただみ観察の森」整備事業
- ③ 巨樹・巨木の保全（ナラ枯れ防除）
- ④ 大曾根湿原の保全
- ⑤ 「自然首都・只見」学術調査研究助成金事業
- ⑥ 沼ノ平総合学術調査
- ⑦ 只見町公認自然ガイド育成事業
- ⑧ ただみ豪雪林業体験・観察の森
- ⑨ 「自然首都・只見」伝承産品ブランド化事業
- ⑩ 只見ユネスコエコパーク活動支援補助金交付事業
- ⑪ ただみこども芸術計画
- ⑫ 只見ユネスコエコパーク展

只見町教育委員会

- ① ユネスコスクール推進事業
- ② 伝統芸能保存推進事業
- ③ 八十里越調査事業
- ④ 民具収蔵庫整備事業

関東森林管理局会津森林管理署南会津支署

- ① 令和2年度 カシノナガキクイムシ防除事業
- ② 令和2年度 希少野生生物保護管理対策委託事業
- ③ 令和2年度 沼の平定点観測

福島県南会津建設事務所

- ・【入叶津道路】道路橋りょう整備（再生・復興）

一般社団法人 只見町観光まちづくり協会

- ・ふるさと只見案内人協会

只見町森林組合

- ・里山林整備事業

伊北地区非出資漁業協同組合

- ・魚族生態系保全事業、外来種カワウ駆除事業

只見地区区長連絡会

- ・只見学推進・遊歩道整備事業

只見地区婦人会

朝日地区婦人会

- ・朝日婦人会 家庭からのエコ活動

令和2年度 ユネスコエコパークへの取り組み計画について

只見町①

事業名	「只見町の野生動植物を保護する条例」の運用
ユネスコエコパークの目標	※いずれかを○で選択してください <input checked="" type="checkbox"/> ①自然環境、生物多様性の保護・保全 <input type="checkbox"/> ②学術調査研究、人材育成 <input type="checkbox"/> ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	平成26年に只見町が制定した「只見町の野生動植物を保護する条例」に基づき、町内の野生動植物の保護・保全を図り、地域の持続可能な発展を目指します。
実施期間	令和2年4月 ～ 令和3年3月
実施内容	(※誰が、誰を対象に、いつ、どこで、どんな内容の事業を、どの様な方法で行うかなど、具体的に記載してください。) <ul style="list-style-type: none"> ・只見町野生動植物保護監視員の委嘱（一般町民15名+町職員4名） ・只見町役場HPでの情報発信 ・野生動植物条例を周知する横断幕、看板の作成、町内の主要道路、林道沿いへの設置 ・特別採捕許可申請の受付
財源	町一般財源
期待される効果	野生動植物の保護・保全が図られ、それらを基盤とした地域住民の生活が守られることが期待されます。



新たに設置した看板（黒谷地内）

令和2年度 ユネスコエコパークへの取り組み計画について

只見町②

事業名	「ただみ観察の森」整備事業
ユネスコエコパークの目標	※いずれかを○で選択してください <input checked="" type="radio"/> ①自然環境、生物多様性の保護・保全 <input type="radio"/> ②学術調査研究、人材育成 <input type="radio"/> ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	只見ユネスコエコパーク地域内の自然環境や野生生物の実状を理解し、身近に触れて貰うこと、また、その保全を図ることを目的として、「ただみ観察の森」の整備を行う。
実施期間	令和2年7月 ～ 令和2年11月
実施内容	<p>(※誰が、誰を対象に、いつ、どこで、どんな内容の事業を、どの様な方法で行うかなど、具体的に記載してください。)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>整備済み観察の森</p> <p>[ブナ林]…下福井、楡戸、梁取</p> <p>[コビソヤナギ]…荒井原、杉沢</p> <p>[ブナあがりこ]…蒲生</p> <p>[コナラあがりこ]…黒沢</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・下福井、梁取は、区に観察路の整備を業務委託。ブナセンター職員も作業に同行し現地確認。(梁取7/19実施、下福井7/26実施) ・蒲生については、道標の交換、斜面階段部にロープを設置する整備(7/19実施)。 ・深沢ブナ林、三石神社周辺を新たに観察の森に指定することで調整中。 ・只見町ブナセンター・各振興センター主催で各観察の森で町民を主な対象とした観察会を実施予定。
財源	町一般財源
期待される効果	(※事業の実施によって、ユネスコエコパークの推進にどのような成果が得られると考えますか) 対象地の保全が図れるとともに、区に観察路の整備を委託しているところでは地域住民に自然環境の保護・保全について理解していただくことができると考えられる。また、教育・研修として利用いただくことで只見の自然環境・野生動植物への理解に繋がることが期待される。

ただみ観察の森の位置

蒲生ブナあがりこ



黒沢コナラあがりこ



荒井原ヤナギ林



榎戸ブナ二次林



下福井ブナ天然林



杉沢ヤナギ林



梁取ブナ二次林

凡 例	



令和2年度 ユネスコエコパークへの取り組み計画について

只見町③

事業名	巨樹・巨木の保全（ナラ枯れ防除）
ユネスコエコパークの目標	※いずれかを○で選択してください <input checked="" type="radio"/> ①自然環境、生物多様性の保護・保全 <input type="radio"/> ②学術調査研究、人材育成 <input type="radio"/> ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	巨樹・巨木は、地域の自然度の高さを表す指標であり、教育や観光の資源ともなり、その保全を図ることは重要である。只見ユネスコエコパーク域内には、主なものとして全国的にも珍しいあがりこ型樹形のコナラの巨木群が存在する。しかし、ナラ枯れの影響を受けており、一部が枯損している。よって、当該巨木群を保全するため、ナラ枯れ防除を実施する。
実施期間	令和2年 秋
実施内容	（※誰が、誰を対象に、いつ、どこで、どんな内容の事業を、どの様な方法で行うかなど、具体的に記載してください。） <ul style="list-style-type: none"> ・只見町プナセンターの職員によって黒沢地区区薪平および館ノ川地区館ノ山のあがりこ型樹形のナラ類巨樹・巨木を対象に殺菌剤の注入作業を行う（9月）。 ・これまで使用していた殺菌剤（ウッドキング DASH）へのナラ枯れ菌の耐性が懸念されるため、新たな薬剤を使った試験を行う。また、殺菌剤注入時期はこれまでの春よりも秋季が効果的との情報もあることから秋季に実施する。 ・以上の作業にあたっては、只見ユネスコエコパーク支援委員会委員の齊藤正一氏（山形大学 農学部 客員教授）の指導、協力（新薬提供）をいただく予定。
財源	町一般財源
期待される効果	（※事業の実施によって、ユネスコエコパークの推進にどのような成果が得られると考えますか） <ul style="list-style-type: none"> ・殺菌剤を注入した幹についてはナラ枯れを防除され、巨樹・巨木の保全が図れる。 ・そうした森を観察会などで利用することで、只見地域の人と樹木との関わりについて学ぶ機会とすることができる。 ・新しい防除方法の有効性が確かめられれば、他地域での作業にも役立てられる可能性がある。

全国的にも珍しいコナラの巨樹・巨木（あがりこ型樹形）

地域住民による過去の薪炭材利用の結果出来上がったもので人と自然との関わりを物語る

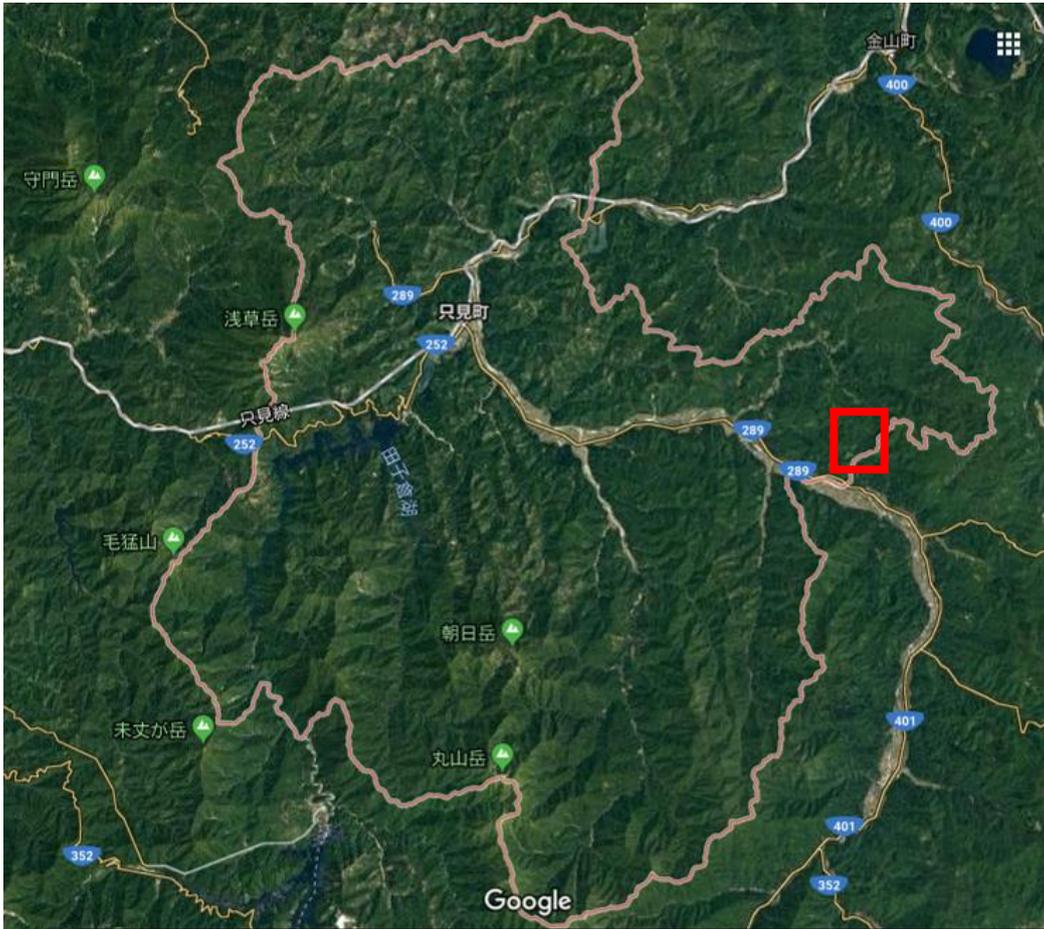


令和2年度 ユネスコエコパークへの取り組み計画について

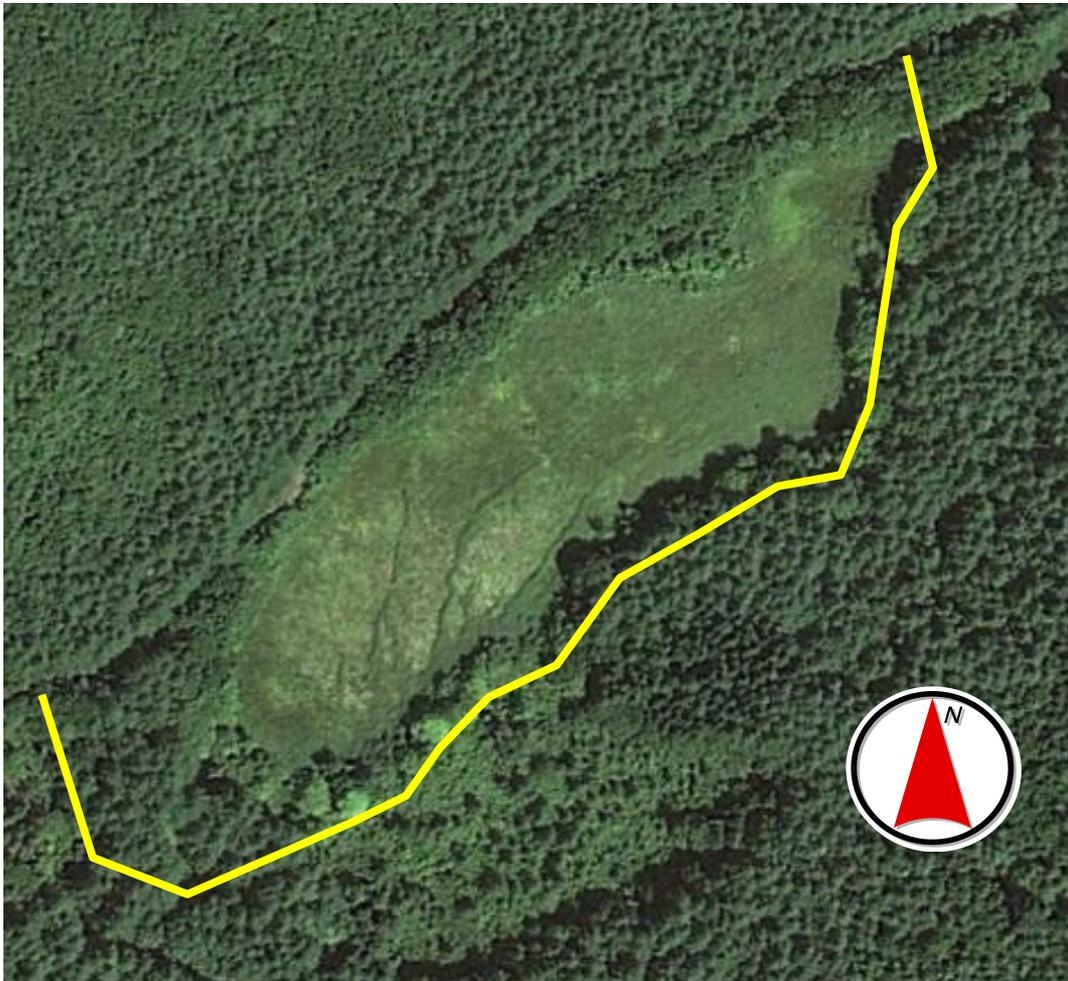
只見町④

事業名	大曾根湿原の保全
ユネスコエコパークの目標	※いずれかを○で選択してください <input checked="" type="radio"/> ①自然環境、生物多様性の保護・保全 <input type="radio"/> ②学術調査研究、人材育成 <input type="radio"/> ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	湿原は、そこに依存的に生育する動植物が存在し、さらには希少種も多く出現する。すなわち、地域の生物多様性に大きく貢献するものである。只見ユネスコエコパーク内にある大曾根湿原は只見町の天然記念物に指定されているが、湿原内に設置された木道が不朽し、容易に人が湿原内に踏み込むことができ、さらには、木道が水の流れを遮り湿原植生の衰退を招いている。そこで、平成27年度に、木道の撤去（一部）を行い、湿原の保全を図り、さらに、湿原を観察できるように別途周遊道の整備を行っている。今年度も引き続き周遊道の整備・維持を行う。
実施期間	令和2年7月19日
実施内容	（※誰が、誰を対象に、いつ、どこで、どんな内容の事業を、どの様な方法で行うかなど、具体的に記載してください。） 湿原の周囲に周遊道を整備（刈り払い）を行う（梁取区委託）。道標の破損については交換を行う。 あわせて、戦中の食糧難から当該湿原の水を抜き田畑とするためにつくられた水路跡から水が流れ出ているため、林地残材を利用して水をせき止めることを行う。
財源	町一般財源
期待される効果	（※事業の実施によって、ユネスコエコパークの推進にどのような成果が得られると考えますか） <ul style="list-style-type: none"> ・ 湿原環境に対する人的な影響は回避できている。 ・ 周遊道を利用することで湿原環境を観察できる。 ・ 湿原環境の改善が期待される。

大曾根湿原の位置（赤線枠）



湿原周遊道の整備（黄色線）



令和2年度 ユネスコエコパークへの取り組み計画について

只見町⑤

事業名	「自然首都・只見」学術調査研究助成金事業
ユネスコエコパークの目標	※いずれかを○で選択してください ①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	「自然首都・只見」のブランド確立のため、科学的評価を行うとともに、住民への学習機会の充実等、研究成果の活用を図る。只見町の自然環境や生物多様性の保全・再生・活用に関する基礎研究から応用研究など、町内に存在する事象や課題に関する研究あるいは研究集会を実施する大学、研究機関等を対象として助成を行う。
実施期間	令和2年度内
実施内容	(※誰が、誰を対象に、いつ、どこで、どんな内容の事業を、どの様な方法で行うかなど、具体的に記載してください。) ・ 3月末～5月上旬まで公募した結果、7件の申請あり。 ・ 審査の結果、6件の調査研究について助成金を交付決定(緊急事態宣言前は交付内定)。 ・ 緊急事態宣言解除後、各助成金研究者は新型コロナウイルス対策を取りながら随時調査を開始している状況 ・ 1月下旬に成果発表会を実施予定。
財源	町一般財源
期待される効果	(※事業の実施によって、ユネスコエコパークの推進にどのような成果が得られると考えますか) ・ 只見町の自然や生活文化に関する新たな知見の発見 ・ 科学的調査に基づく只見町に関する情報の発信(研究者による学会等での発表) ・ 研究者の交流人口の増 ・ 地域住民への学習機会の充実

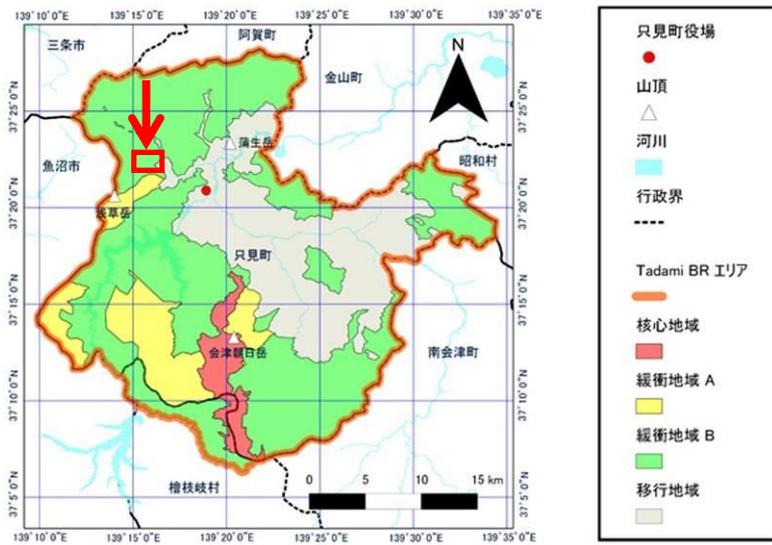
助成研究テーマと助成研究者一覧

No.	研究テーマ	助成研究者 代表	所 属
1	クロサンショウウオ幼生の大顎化発現に関わる遺伝的および環境要因の検証	阿部 晴恵	新潟大学 佐渡自然共生科学センター
2	只見町における野生植物資源利用に関する地域知の若年層による保有状況調査	小柳 知代	東京学芸大学環境教育 研究センター
3	只見町におけるゼンマイ群生地分布と立地環境および個体群構造	武藤 実緒	横浜国立大学
4	衛星リモートセンシングと AI による自然首都・只見町の生態系マップ作成	原 慶太郎	東京情報大学
5	只見の古民家は何の木でつくられているのか～その伝統知の解明と継承	井田 秀行	信州大学教育学部
6	只見町の植物資源(フキ、ヤマグワ、コチャルメルソウ)における機能性成分の解明と調理加工への応用	目黒 周作	茨城キリスト教大学

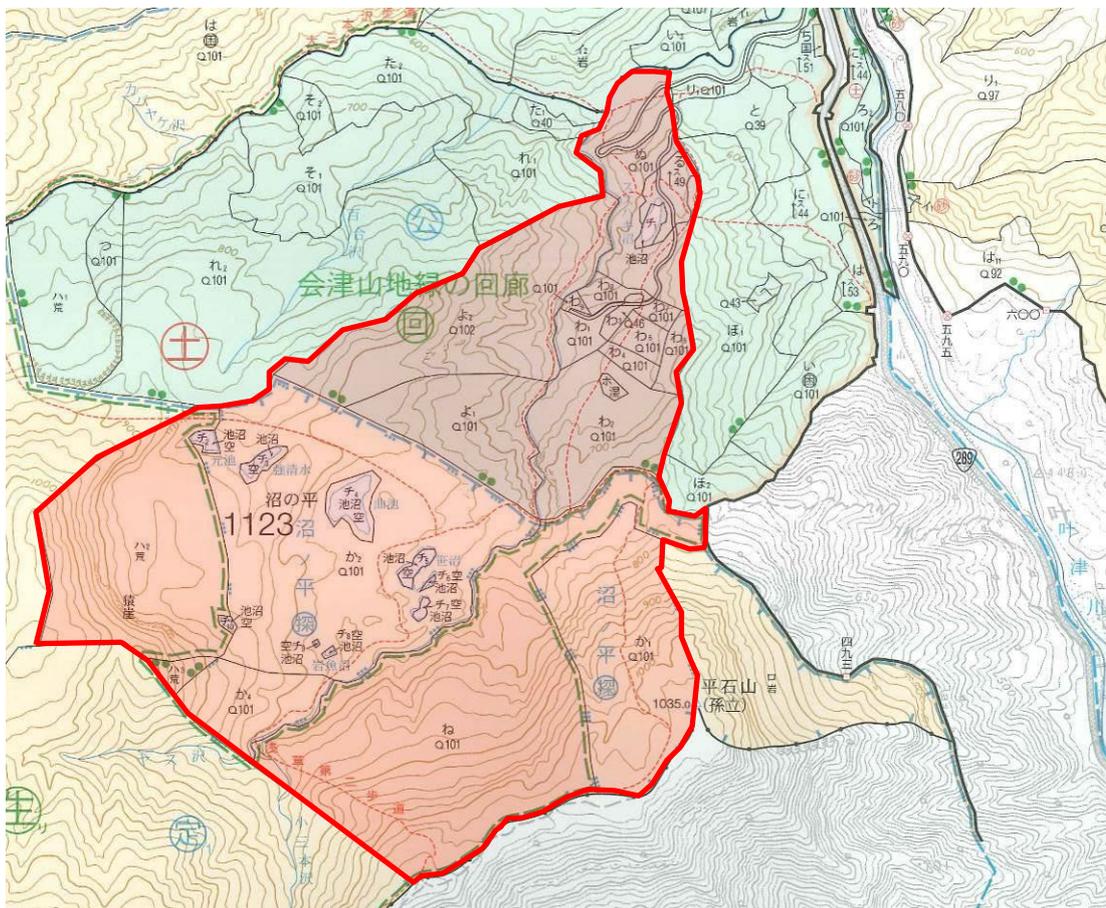
令和2年度 ユネスコエコパークへの取り組み計画について

只見町⑥

事業名	沼ノ平総合学術調査
ユネスコエコパークの目標	※いずれかを○で選択してください ①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	浅草岳の北東部に位置する沼ノ平の自然環境、生物相および生態系について調査し、得られた情報をもとに今後の沼ノ平の管理（保護・保全・利用）方針について検討する。
実施期間	令和2年度内（平成28～令和2年度まで、4年間計画）
実施内容	（※誰が、誰を対象に、いつ、どこで、どんな内容の事業を、どの様な方法で行うかなど、具体的に記載してください。） 新潟大学農学部業務委託のほか、個別の専門家に依頼出張にて調査を実施。 調査項目： 植生調査、昆虫相調査、鳥類相調査、哺乳類相調査、両生類・爬虫類相調査、地形調査、地史調査、地域史調査
財源	町一般財源
期待される効果	（※事業の実施によって、ユネスコエコパークの推進にどのような成果が得られると考えますか） ・これまで未解明であった沼ノ平地域に関する自然環境、生物相、生態系についてが明らかになる。 ・それらの情報をもとに沼ノ平地域の今後の取扱いについて検討できる。



調査範囲は林班界を基準とし、レク森に指定されている範囲を中心に、地すべりの影響がある箇所、隣接する湿原、湖沼を含む範囲とする（下図の赤線枠内）。



会津森林計画図より

令和2年度 ユネスコエコパークへの取り組み計画について

只見町⑦

事業名	只見町公認自然ガイド育成事業
ユネスコエコパークの目標	※いずれかを○で選択してください ①自然環境、生物多様性の保護・保全 ② <input checked="" type="radio"/> 学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	只見町は、只見の自然環境や野生生物を案内、解説する町の公認ガイドの育成に努めてきた。今年度は公認ガイド資格の更新年にあたるため、更新のための講習を行う。
実施期間	令和2年
実施内容	(※誰が、誰を対象に、いつ、どこで、どんな内容の事業を、どの様な方法で行うかなど、具体的に記載してください。) ・現在、公認ガイドは21名。 ・プナセンター講座及び自然観察会を更新講習と位置づけ、講習を行う。 ・新型コロナウイルス感染拡大状況により、講座・観察会の実施が困難な場合は資格を延長し、次年度に改めて更新を行う。
財源	町一般財源
期待される効果	(※事業の実施によって、ユネスコエコパークの推進にどのような成果が得られると考えますか) ガイドの知見を広めるとともに、そのことによりガイドの内容の向上が期待される。それにより、只見町の自然環境や伝統文化について、来町者に広く周知することが可能となる。

令和2年度 ユネスコエコパークへの取り組み計画について

只見町⑧

事業名	ただみ豪雪林業体験・観察の森
ユネスコエコパークの目標	※いずれかを○で選択してください ①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	ユネスコエコパーク（ユネスコ MAB 計画における生物圏保存地域）登録地として、その理念・目的である「人間社会と自然環境の共生」に資するため、持続可能な森林管理・林業経営の実現を図る必要がある。そこで豪雪地帯に適応した森林管理技術の開発とその普及、体験を図るため「ただみ豪雪林業 体験・観察の森」（体験の森）を指定し、モデルとなる事業を実施する。
実施期間	令和2年度内
実施内容	（※誰が、誰を対象に、いつ、どこで、どんな内容の事業を、どの様な方法で行うかなど、具体的に記載してください。） ・9月下旬には、本事業への支援をいただいている(株)野村総合研究所グループ社員のボランティアによる森林整備事業を実施予定。
財源	町一般財源（野村総合研究所グループによるふるさと納税）
期待される効果	（※事業の実施によって、ユネスコエコパークの推進にどのような成果が得られると考えますか） ・多雪地域における森林施業のモデルの提示 ・“体験の森”を通じた町外者との交流（BR 活動への支援）

「ただみ豪雪林業体験・観察の森」の概要について

1 背景

(1) 町内の人工林の現状と課題

- ▶ 只見町には戦後造林された人工林（スギ、カラマツ）がある
→ この地域にとっては重要な資源
- ▶ 木材価格の低迷と割高な生産コストを背景に、経営的に放置
→ 資源（人工林）はあるが活かされていない。

(2) ユネスコエコパーク

- ▶ 只見町は、ユネスコエコパーク（ユネスコ MAB 計画における生物圏保存地域）登録地として、その理念・目的である「人間社会と自然環境の共生」に資するため、持続可能な森林管理・林業経営の実現を図る必要がある。

2 今後の森林管理経営の方向性

- ▶ 収奪的な林業ではなく、資源の持続的な育成、活用と環境負荷を最小化する育成林業を発展させる
- ▶ 豪雪地帯に適応した森林管理技術の開発とその普及

3 ただみ豪雪林業体験・観察の森の概要

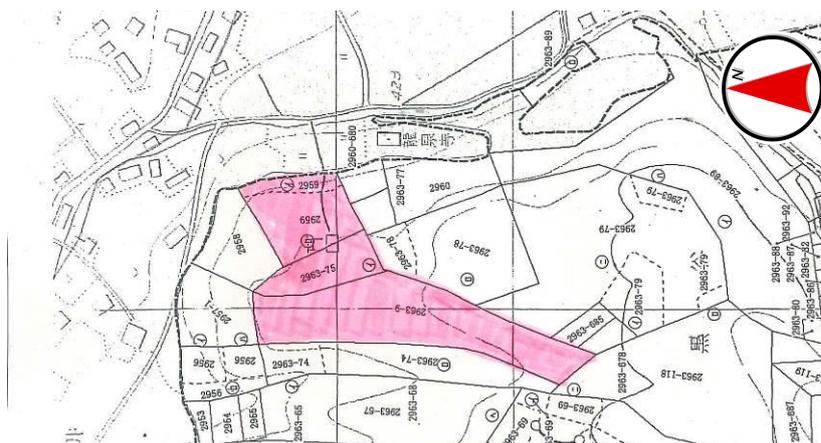
豪雪地帯に適応した森林管理技術の開発とその普及、そして体験を図ることを目的に「ただみ豪雪林業体験・観察の森」（以下、「体験の森」）を設置する（すなわち、只見地域での森林管理のモデル林の造成）。

- ▶ 体験の森の場所
只見町黒谷区の小沼昇氏所有のスギ人工林に体験の森を設定（平成28年）

- ▶ 体験の森での事業内容

- (1) 豪雪地帯に適した人工林の整備（除伐、間伐、その他の育林作業、歩道整備、その他の施設）によるモデル林の造成※「体験の森」は下記の管理区分にて管理する。
 - ① 高齢級人工林育成区：大径木生産のための収穫間伐を予定
 - ② 針広混交林育成区：植栽木の内、不良形質木の間伐、有用広葉樹の育成を予定
 - ③ 一般用材生産林育成区：選抜育林法の実施を予定
- (2) 豪雪地帯林業の体験（間伐、下刈りなど、町内外者の林業者以外を対象）
- (3) 持続可能な森林管理の教育と普及（町内外の林業関係者を対象）
- (4) 森林レクリエーション（山菜採りやクワリ拾いなど、町内外者を対象）
- (5) 環境教育（町内外の小中学生、高校、大学生を対象）

4 体験の森の位置



令和2年度 ユネスコエコパークへの取り組み計画について

只見町⑨

事業名	「自然首都・只見」伝承産品ブランド化事業
ユネスコエコパーク の目標	※いずれかを○で選択してください ①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	BRの目的でもある持続可能な資源の利活用による地域振興を推進する。 自然との暮らしの中で育まれた地域固有の伝統的な生活・文化は只見町だけの貴重な財産であり、これらを失わせることなく地域経済に生かすことを目的とする。 町内の天然資源や伝統技術を使用した産品を「自然首都・只見」伝承産品としてブランド化し、産品を通じた只見町的生活文化に関する情報の発信、産業発展および地域経済への貢献を図る。
実施期間	令和2年度内
実施内容	(※誰が、誰を対象に、いつ、どこで、どんな内容の事業を、どの様な方法で行うかなど、具体的に記載してください。) 1. 只見 BR 活動支援補助金事業でのパッケージ作成等の助成 (※詳しくは、 只見町⑩ を参照) 2. 「自然首都・只見」伝承産品の認証 「自然首都・只見」伝承産品認証制度の実施要綱に基づき、申請内容が認証基準に合致したものを「自然首都・只見」伝承産品として認証する。 3. 「自然首都・只見」伝承産品の販売・PR 活動 町内関連施設での伝承産品の販売、パンフレットの作成・配布、町 HP での PR 等
財源	町一般財源
期待される効果	(※事業の実施によって、ユネスコエコパークの推進にどのような成果が得られると考えますか) <ul style="list-style-type: none"> ・ 伝統文化の継承、発展 ・ 地域資源の活用 ・ 地域資源の活用および伝統文化に関する情報発信 ・ 地域経済に対する寄与

「自然首都・只見」伝承産品パンフレット

※令和2年4月までに、認証を受けたものを掲載
(現在は、31の産品が認証を受けています。)



令和2年度 ユネスコエコパークへの取り組み計画について

只見町⑩

事業名	只見ユネスコエコパーク活動支援補助金交付事業
ユネスコエコパークの目標	※いずれかを○で選択してください ①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	人間と自然との共生を実践するユネスコエコパークのまちづくりを推進するため、只見地域の自然環境、生物多様性の保護・保全とそれらを拠り所とした地域の伝統産業、生活・文化の継承、発展に資する活動等に対して支援する。
実施期間	令和2年度内
実施内容	(※誰が、誰を対象に、いつ、どこで、どんな内容の事業を、どの様な方法で行うかなど、具体的に記載してください。) 対象者：「只見ユネスコエコパーク管理運営計画」及び「只見ユネスコエコパーク推進のための行動計画」の実現に資する活動に取り組む只見町内の個人、生産組合、団体、法人、集落等 補助額：30万円（※3年の期間につき、1事業主体あたりの上限額） 補助率：事業費の10/10以内 事業種目：①自然環境、野生動植物の保護・保全事業 ②教育・人材育成事業 ③持続可能な地域社会経済の発展事業 ④「自然首都・只見」伝承産品ブランド化支援事業 ⑤その他 募集案内：おしらせばん、只見町ホームページ、只見町ユネスコエコパークホームページ
財源	町一般財源
期待される効果	(※事業の実施によって、ユネスコエコパークの推進にどのような成果が得られると考えますか) 「只見ユネスコエコパーク管理運営計画」及び「只見ユネスコエコパーク推進のための行動計画」の実現への寄与。

令和2年度 ユネスコエコパークへの取り組み計画について

只見町⑪

事業名	ただみこども芸術計画
ユネスコエコパークの目標	※いずれかを○で選択してください ①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	平成30年度に福島県立博物館の支援により、福島芸術計画 × Art Support Tohoku - Tokyo により只見子ども教室（放課後学級）を対象に只見の自然を組み入れた芸術活動を実施した。今年度は明和地区を対象に子どもたちに芸術活動の場を提供する。
実施期間	令和2年度内
実施内容	（※誰が、誰を対象に、いつ、どこで、どんな内容の事業を、どの様な方法で行うかなど、具体的に記載してください。） ・ 対象：明和地区子ども教室 ・ 講師：岩田とも子氏（アーティスト）、小林めぐみ氏（福島県立博物館） ・ 内容：講師の方と調整中
財源	町一般財源
期待される効果	（※事業の実施によって、ユネスコエコパークの推進にどのような成果が得られると考えますか） 子どもたちに実際に只見の自然に入り、触れることを前提とした芸術活動を通して、子どもたちに自然環境を見る新たな視点を提供できることを期待する。

令和2年度 ユネスコエコパークへの取り組み計画について

只見町⑫

事業名	只見ユネスコエコパーク展
ユネスコエコパークの目標	※いずれかを○で選択してください ①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	只見ユネスコエコパーク展に関する情報を発信するとともに、事業への理解と協力を求める。
実施期間	令和2年度内
実施内容	(※誰が、誰を対象に、いつ、どこで、どんな内容の事業を、どの様な方法で行うかなど、具体的に記載してください。) 令和元年度3月に実施予定であったが新型コロナウイルスの影響により中止(延期)としたもの ・ 会場：会津若松市 会津稽古堂 ・ 時期：未定(新型コロナウイルスの動向に注視し、開催の可否を含めて検討します) ・ 内容：只見ユネスコエコパークの解説パネルの展示、現物の展示、各種パンフレット等の配布、伝承製品の販売、ブナセンター刊行物の販売 等
財源	町一般財源
期待される効果	(※事業の実施によって、ユネスコエコパークの推進にどのような成果が得られると考えますか) 会津若松市周辺の方へ只見ユネスコエコパークを認知してもらえることが期待できます。

令和2年度 ユネスコエコパークへの取り組み計画について

只見町教育委員会①

事業名	<h2 style="margin: 0;">ユネスコスクール推進事業</h2>
ユネスコエコパーク の目標	<p>※いずれかを○で選択してください</p> <p>①自然環境、生物多様性の保護・保全</p> <p>②学術調査研究、人材育成</p> <p>③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展</p>
事業目的	平成29年度で町内の小中学校のすべてがユネスコスクールに登録されました。ユネスコエコパーク関連事業と連携しながら、只見の自然環境とそれを拠り所にした只見の伝統、生活、文化を理解し、世界平和と文化的な発展に協力する人材育成を図る。
実施期間	令和2年4月1日 ～ 令和3年3月31日
実施内容	<p>(※誰が、誰を対象に、いつ、どこで、どんな内容の事業を、どの様な方法で行うかなど、具体的に記載してください。)</p> <p>只見小学校 「ふるさと只見、そして日本の未来を拓くたくましい子どもの育成」をテーマに生活課や総合的な学習の時間を中心に海洋教育を実施します。只見の自然を感じる体験活動を通して海とのつながり、只見町の役割について考えます。</p> <p>朝日小学校 「つながりの中で「只見愛」を育みながら、学び続ける子どもの育成を目指して」をテーマに、地域の方々に講師を迎えるなど交流しながらの学習を通し、只見の「人・もの・こと」に直接触れる郷土学習に取り組みます。</p> <p>明和小学校 「郷土への誇りと愛情を育み、広い視野をもってその未来に貢献できる児童の育成」をテーマに伝統芸能である大倉八木節、小林早乙女、梁取神楽を学ぶほか、只見町の魅力や課題、将来を考えることで、未来の只見町について考えます。</p> <p>只見中学校 「水の都只見町からの発信」をテーマに水を通して只見をより深く学び、また海洋教育の視点から海洋ゴミについて考えるなど広い視野をもって只見町を考えます。</p> <p>各学校のESDや只見学を通して只見町の自然や歴史、文化についての理解を深め、課題を見つめ地域の豊かな存続に寄与できる人材の育成に取り組んでいます。また、各学校ESDの中で、グローバルな視点から故郷の環境を考える海洋教育に取り組んでいます。</p>
財源	町一般財源 他
期待される成果	<p>(※事業の実施によって、ユネスコエコパークの推進にどのような効果が得られると考えますか。)</p> <p>只見愛を育み、地域を支える人材の育成、地域文化を継承していくことの大切さや意識づけになっています。持続可能な只見町を考える意識が高まり、只見愛を育み、地域を支える人材の育成、地域文化の継承が期待できる。</p>

令和2年度 ユネスコエコパークへの取り組み計画について

只見町教育委員会②

事業名	伝統芸能保存推進事業
ユネスコエコパークの目標	※いずれかを○で選択してください ①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	只見地域には、その歴史的、文化的背景を持って生まれた様々な伝統芸能が存在したが、近代化と過疎化の流れの中で、その多くは失われてきた。その中で、小林の早乙女踊りや梁取の太々神楽は現在も引き継がれており、後継者の育成を通じ、確実に次世代に継承する必要がある。それら伝統芸能の後継者育成を進める。
実施期間	令和2年12月 日 ～ 令和3年3月 日
実施内容	(※誰が、誰を対象に、いつ、どこで、どんな内容の事業を、どの様な方法で行うかなど、具体的に記載してください。) ○令和3年2月26日(金)明和小学校にて芸能発表会を実施予定。 芸能発表会に向けた小学生の練習へ、講師謝礼等の補助。
財源	町一般財源
期待される成果	(※事業の実施によって、ユネスコエコパークの推進にどのような成果が得られると考えますか) 伝統芸能の後継者育成が確実になされている。

令和2年度 ユネスコエコパークへの取り組み計画について

只見町教育委員会③

事業名	八十里越調査事業
ユネスコエコパークの目標	※いずれかを○で選択してください ①自然環境、生物多様性の保護・保全 ② ○ 学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	越後と会津を結ぶ重要な幹線道路であった八十里越は、貴重な財源である歴史と文化を未来へつなぐ必要がある。新潟県三条市、魚沼市と連携し、八十里越を国指定文化財として登録する。
実施期間	令和2年 4月 1日 ~ 令和3年 3月31日
実施内容	(※誰が、誰を対象に、いつ、どこで、どんな内容の事業を、どの様な方法で行うかなど、具体的に記載してください。) ①八十里越の調査(場所：新道) ・令和2年5月 大麻平 ~ 木ノ根峠より約1km手前まで 現地調査(只見町) ・令和2年7月29日 三条市・魚沼市・只見町調整会議 ・令和2年9月~10月(予定) 八十里越調査保存整備委員・三条市・魚沼市・只見町合同調査 ・令和2年5月20日~令和3年1月26日 八十里越測量調査の実施(大麻平~木ノ根峠間 約0.92km) ・令和2年9月~11月 八十里越遺構調査の実施 ②八十里越リレー講演会の開催(場所：魚沼市) ・令和2年9月 講演内容(未定) ※ 主催：魚沼市 共催：三条市・只見町・只見町教育委員会 ③八十里越保存整備活用委員会の開催 令和3年1月(予定)
財源	国庫補助金・町一般財源
期待される成果	(※事業の実施によって、ユネスコエコパークの推進にどのような成果が得られると考えますか) 三条市・魚沼市・只見町が国指定に向けて連携し事業を実施。八十里越を調査し、適切な整備・適切な活用をすることで、文化財が保存・継承される。また、国指定史跡に指定されることにより、交流人口の増加が見込まれる。

令和2年度 ユネスコエコパークへの取り組み計画について

只見町教育委員会④

事業名	民具収蔵庫整備事業
ユネスコエコパークの目標	※いずれかを○で選択してください ①自然環境、生物多様性の保護・保全 ② ○ 学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	国指定有形民俗文化財『会津只見の生産用具と仕事着コレクション』2333点を保存するための収蔵施設を新築する。併せて、会津只見考古館と一体的な整備を実施することにより、公開、展示する施設の整備を進める。
実施期間	令和2年 4月 1日 ~ 令和3年 3月31日
実施内容	(※誰が、誰を対象に、いつ、どこで、どんな内容の事業を、どの様な方法で行うかなど、具体的に記載してください。) ①民具収蔵庫新築工事契約：令和元年6月5日 工期：令和元年6月6日～令和3年1月29日 ②民具収蔵庫工事監理委託契約：令和元年6月10日 工期：令和元年6月10日～令和3年1月29日 ③『只見町・モノとくらし(暮らし)のミュージアム』(仮称)準備検討委員会 設置：令和2年1月14日 ・第3回 準備検討委員会 日時：令和2年7月2日 ・第4回9月、第5回1月、第6回2月、第7回3月 開催予定。 ④『只見町・モノとくらし(暮らし)のミュージアム』(仮称)専門推進部会 ※随時開催 設置：令和2年7月2日 ・第1回 令和2年7月16日 ・第2回 令和2年7月31日 ⑤学識経験者打ち合わせ(7月2日付で推進専門部会。) ・令和2年5月18日 ・令和2年5月26日 ・令和2年6月12日 ・令和2年7月2日
財源	国庫補助金・森林環境交付金・町一般財源
期待される成果	(※事業の実施によって、ユネスコエコパークの推進にどのような成果が得られると考えますか) 民具収蔵庫が新築されることにより、只見町の貴重な文化財が保存、活用される。また、会津只見考古館と一体的に整備することにより、只見町の歴史や民俗、文化などが理解され、学校教育や生涯学習の積極的活用を見出すことができる。

令和2年度 ユネスコエコパークへの取り組み計画について

関東森林管理局会津森林管理署南会津支署①

事業名	令和2年度カシノナガキクイムシ防除事業
ユネスコエコパークの目標	※いずれかを○で選択してください <input checked="" type="radio"/> ①自然環境、生物多様性の保護・保全 <input type="radio"/> ②学術調査研究、人材育成 <input type="radio"/> ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	只見町の民有林を中心に発生しているナラ枯れ被害の拡大を防ぐ。
実施期間	令和2年6月19日 ～ 令和2年10月31日
実施内容	(※誰が、誰を対象に、いつ、どこで、どんな内容の事業を、どの様な方法で行うかなど、具体的に記載してください。) ナラ枯れ対策の一環として、只見町役場、南会津農林事務所と連携し、国有林内と民有林内にナラ枯れの原因であるカシノナガキクイムシを誘引するためのおとり丸太とフェロモン材を設置し、誘引されたカシノナガキクイムシを燻蒸処理により捕殺を行う。
財源	国有林野事業費ほか
期待される成果	(※事業の実施によって、ユネスコエコパークの推進にどのような成果が得られると考えますか) カシノナガキクイムシの誘因・燻蒸できたことにより、ナラの枯死被害拡大を抑える。

令和2年度 ユネスコエコパークへの取り組み計画について

関東森林管理局会津森林管理署南会津支署②

事業名	令和2年度希少野生生物保護管理対策委託事業
ユネスコエコパークの目標	※いずれかを○で選択してください <input checked="" type="radio"/> ①自然環境、生物多様性の保護・保全 <input type="radio"/> ②学術調査研究、人材育成 <input type="radio"/> ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	希少野生動植物種である猛禽類の生息環境の保全
実施期間	令和2年8月1日 ～ 令和2年10月30日
実施内容	(※誰が、誰を対象に、いつ、どこで、どんな内容の事業を、どの様な方法で行うかなど、具体的に記載してください。) 猛禽類等の生態や調査に知見を有する団体に、南会津地区の国有林内に生息する猛禽類を対象とした調査を委託し、生息状況や繁殖状況等を把握し、国有林野事業の実施内容に反映させる。
財源	国有林野治山事業費ほか
期待される成果	(※事業の実施によって、ユネスコエコパークの推進にどのような成果が得られると考えますか) 生物多様性に配慮した森林整備や災害防止事業が実施される。

令和2年度 ユネスコエコパークへの取り組み計画について

関東森林管理局会津森林管理署南会津支署③

事業名	令和2年度沼の平定点観測
ユネスコエコパーク の目標	※いずれかを○で選択してください ①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	地滑り地である沼の平における地形の変化を毎年観測し、必要に応じ事業計画に反映させる。
実施期間	令和2年6月24日、11月（予）
実施内容	（※誰が、誰を対象に、いつ、どこで、どんな内容の事業を、どの様な方法で行うかなど、具体的に記載してください。） 6月と11月に、南会津支署、只見町、福島県の職員と地域住民と一緒に沼の平の現地確認を行い、地滑りの状況等を観測する。また、年度末には連絡会議において、地域の関係者と今年度の観測結果とこの後の方針について情報共有・意見交換を行う。
財源	国有林野治山事業費ほか
期待される成果	（※事業の実施によって、ユネスコエコパークの推進にどのような成果が得られると考えますか） 沼の平地域の保全と利用、災害防止について、地域関係者と現状の認識や今後の事業の計画等について共有が図られる。

令和2年度 ユネスコエコパークへの取り組み計画について

福島県南会津建設事務所

事業名	【入叶津道路】道路橋りょう整備（再生・復興）
ユネスコエコパークの目標	※いずれかを○で選択してください <input checked="" type="radio"/> ①自然環境、生物多様性の保護・保全 <input type="radio"/> ②学術調査研究、人材育成 <input checked="" type="radio"/> ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	【入叶津道路】 八十里越道路（入叶津道路）は、一般車両が通行出来ない交通不能区間の解消を図ることを目的として、国土交通省・新潟県・福島県共同で、延長 20.8km の道路改良事業を進めている。
実施期間	昭和48年度～2020年代
実施内容	（※誰が、誰を対象に、いつ、どこで、どんな内容の事業を、どの様な方法で行うかなど、具体的に記載してください。） <ul style="list-style-type: none"> 生態系の保全 生態系の保全を図るため、哺乳類、爬虫類及び両生類等の動植物の生息及び生育状況の十分な調査把握を行うことにより、事業影響の回避及び最小化を図っています。 対策としては、動物が道路上を横断する可能性があることから、道路の下に動物用の通路（アンダーパス）を整備しています。また、爬虫類及び両生類等について、道路上を横断することによるロードキルを低減するため、側溝から道路への這い上がり防止策を実施します。 猛禽類との共生を目指した道路整備 工事中も、モニタリングを実施し、猛禽類の営巣及び繁殖状況を確認しながら、猛禽類に配慮した施工を実施しています。 ※生息種の情報については、猛禽類保護法に基づき、控えさせていただきます。
財源	
期待される成果	（※事業の実施によって、ユネスコエコパークの推進にどのような成果が得られると考えますか） <ul style="list-style-type: none"> 生態系を守りながら事業を進めていくことにより、与える影響を最小限に抑えられる。

令和2年度 ユネスコエコパークへの取り組み計画について

一般社団法人只見町観光まちづくり協会

事業名	ふるさと只見案内人協会
ユネスコエコパークの目標	※いずれかを○で選択してください ①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	魅力ある町づくりの為、ユネスコエコパークの町として、自然の保護、社会経済の発展、そして地域を担う人材育成を意識しながら只見町の魅力を楽しく安全に伝えることを目的とする
実施期間	令和2年度内
実施内容	(※誰が、誰を対象に、いつ、どこで、どんな内容の事業を、どの様な方法で行うかなど、具体的に記載してください。) <ul style="list-style-type: none"> ・ユネスコエコパークの普及啓発 ・都市住民との交流 ・観光ガイド資質向上のための研修 ・観光ガイドの人材育成 ・インバウンドに伴う外国人との交流 } 以上の事業を目的に沿って実施
財源	エコパーク現地ガイド補助金を活用
期待される成果	(※事業の実施によって、ユネスコエコパークの推進にどのような成果が得られると考えますか) <ul style="list-style-type: none"> ・ユネスコエコパークとは何かを理解していただき、自然保護に協力をいただく ・現地ガイドを通じて観光交流人口の増加、および町への社会経済の流通の向上 ・全市民にエコパークを周知し、次世代の観光ガイドの発掘と育成を図る

令和2年度 ユネスコエコパークへの取り組み計画について

只見町森林組合

事業名	里山林整備事業
ユネスコエコパークの目標	※いずれかを○で選択してください <input checked="" type="radio"/> ①自然環境、生物多様性の保護・保全 <input type="radio"/> ②学術調査研究、人材育成 <input type="radio"/> ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	「人間社会と自然環境の共生」に資するため、持続可能な森林管理・集落社会の安定を図る必要がある。そのために居住地と接する荒廃の進む里山林整備を実施し、野生動物の生息地を遠ざけ、人的危害防止を図る事業を実施する。
実施期間	令和2年度内
実施内容	(※誰が、誰を対象に、いつ、どこで、どんな内容の事業を、どの様な方法で行うかなど、具体的に記載してください。) 福島県里山林整備事業補助金交付要綱に基づき集落区長からの要望を受け事業（採択から完了まで）を実施する。
財源	福島県森林環境基金
期待される成果	(※事業の実施によって、ユネスコエコパークの推進にどのような成果が得られると考えますか) <input type="checkbox"/> ①野生動物の生態・習性を学び、住民の生活圏を確保する手段を学び実践することができる（棲み分け） <input type="checkbox"/> ②居住地の里山環境を整備することによって、住・水・食環境が確保できる（見通し、見晴らし改善） <input type="checkbox"/> ③住環境の改善により、里山の野生植物等の活用が促進される（山野資源活用拡大） <input type="checkbox"/> ④気象変動による突発性豪雨被害の軽減を図ることができる（植生改善：従来の里山回帰） ※総合的に人の生活圏と野生動物の棲み分けを図る一環であり、里山がきれいになり喜ばれている。

令和2年度 ユネスコエコパークへの取り組み計画について

伊北地区非出資漁業協同組合

事業名	魚族生態系保全事業、外来種カワウ駆除事業
ユネスコエコパークの目標	※いずれかを○で選択してください ①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	①魚族増殖事業の継続により生態系保全・保護により自然環境維持 ②魚族増殖事業により交流人口の増加と観光業に貢献 ③外来魚・カワウ駆除
実施期間	令和2年4月1日 ～ 令和2年11月30日
実施内容	(※誰が、誰を対象に、いつ、どこで、どんな内容の事業を、どの様な方法で行うかなど、具体的に記載してください。) ①・ワカサギ増殖事業は伊北漁協が4月から6月末まで田子倉湖に於いて定置網による県申請特別採捕による増殖事業 ・ウグイませば造成による県申請による増殖事業。伊北漁協が5月から7月末まで田子倉湖・蒲生川において実施 ・初の試みとして田子倉湖大赤沢にてイワナ遡上対応産卵場造成による増殖事業として、伊北漁協が10月から11月末にかけて人口産卵場を造成し増殖を図る。
財源	町補助が一部あるが、増殖事業についても補助をお願いしたい
期待される成果	(※事業の実施によって、ユネスコエコパークの推進にどのような成果が得られると考えますか) 町に生存する魚族の増殖により生態系保全と地域交流人口の増加と観光事業に貢献

令和2年度 ユネスコエコパークへの取り組み計画について

只見地区区長連絡会

事業名	只見学推進・遊歩道整備事業
ユネスコエコパークの目標	※いずれかを○で選択してください ①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	ユネスコエコパークの町として只見学を通してふるさとについて学び、その良さを発見し、今後のまちづくりに活かせるようにすると共に遊歩道の整備を通して地区や町民の健康増進に資するようにする
実施期間	令和2年4月1日 ～ 令和3年3月31日
実施内容	(※誰が、誰を対象に、いつ、どこで、どんな内容の事業を、どの様な方法で行うかなど、具体的に記載してください。) 実施は昨年度の継続計画ですが、下記の内容を実施計画しました。 (1) ユネスコエコパークについての学習会 ・只見地区役員会等でユネスコエコパーク推進の現状と今後についての学習会を計画します。 (2) 只見学の推進 ・3月中旬の只見地区総会時等で取り組む予定である。(昨年度新型コロナで延期) (3) 遊歩道の整備事業 ・平成29年度から令和3年の5か年計画で滝公園から三石公園までの遊歩道を整備し、町民の健康づくりや観光資源になるよう取り組んでいます。
財源	地域創生課予算 教育委員会予算 只見振興センター予算 只見区予算
期待される成果	(※事業の実施によって、ユネスコエコパークの推進にどのような成果が得られると考えますか) ・更に地域における只見学とユネスコエコパークの取り組みの範囲を広げていきたい。 ・遊歩道整備も4年目となり、町民のみならず列車町観光客等の利用も見られるようになっていきます。

令和2年度 ユネスコエコパークへの取り組み計画について

只見地区婦人会

事業名																					
ユネスコエコパーク の目標	※いずれかを○で選択してください ①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展																				
事業目的	本年度はコロナウイルス対策の為、集会及び事業がすべて中止になっていますので、婦人会活動も今のところ何も出来ておりません。今後も活動が難しいようです。昨年のエコパークの取り組み計画の中の一つに挙げた婦人会会員が各家庭で出来る福島県生活環境部環境共生課の地球温暖化防止の力になれるエコチャレンジに挑戦。																				
実施期間	令和2年度																				
実施内容	(※誰が、誰を対象に、いつ、どこで、どんな内容の事業を、どの様な方法で行うかなど、具体的に記載してください。) <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 1 福島エコ道の実践 </div> <div style="margin-top: 5px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30px; text-align: center; background-color: #f4a460;">1</td> <td style="background-color: #fff9e6;">早寝・早起き・家族団らん(同じ部屋で照明を共有)を心がけ、使わない部屋の照明はこまめに消す。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; background-color: #c8e6c9;">2</td> <td style="background-color: #e6f5e6;">テレビを見ないときは主電源を切る。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; background-color: #f4a460;">3</td> <td style="background-color: #fff9e6;">エアコンのフィルターを月1回程度掃除する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; background-color: #c8e6c9;">4</td> <td style="background-color: #e6f5e6;">食器を洗うときは温度設定を低めにし、夏場はお湯の使用を控える。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; background-color: #f4a460;">5</td> <td style="background-color: #fff9e6;">冷蔵庫を開けている時間を短くし、物を詰め込み過ぎない。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; background-color: #c8e6c9;">6</td> <td style="background-color: #e6f5e6;">水道やシャワーはこまめに止める。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; background-color: #f4a460;">7</td> <td style="background-color: #fff9e6;">室温は夏は28℃、冬は20℃を目安にし、冷暖房は必要な時だけつける。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; background-color: #c8e6c9;">8</td> <td style="background-color: #e6f5e6;">車を運転するときは、エコドライブを実践する。(ふんわりアクセルfeスタート)、加減速の少ない運転、早めのアクセルオフ、アイドリングストップなど)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; background-color: #f4a460;">9</td> <td style="background-color: #fff9e6;">①物を大切に使いゴミを減らす(リデュース)、②繰り返し使う(リユース)、③資源として再利用する(リサイクル)といった3R(スリーアール)を心がける。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; background-color: #c8e6c9;">10</td> <td style="background-color: #e6f5e6;">お買い物をするときは、環境のことを考えて商品を選ぶ。 (地元の旬の食材(輸送エネルギーが少ない)、エコマーク等がついた商品など) <small>(出典:家庭の省エネ徹底ガイド 他)</small></td> </tr> </table> </div>	1	早寝・早起き・家族団らん(同じ部屋で照明を共有)を心がけ、使わない部屋の照明はこまめに消す。	2	テレビを見ないときは主電源を切る。	3	エアコンのフィルターを月1回程度掃除する。	4	食器を洗うときは温度設定を低めにし、夏場はお湯の使用を控える。	5	冷蔵庫を開けている時間を短くし、物を詰め込み過ぎない。	6	水道やシャワーはこまめに止める。	7	室温は夏は28℃、冬は20℃を目安にし、冷暖房は必要な時だけつける。	8	車を運転するときは、エコドライブを実践する。(ふんわりアクセルfeスタート)、加減速の少ない運転、早めのアクセルオフ、アイドリングストップなど)	9	①物を大切に使いゴミを減らす(リデュース)、②繰り返し使う(リユース)、③資源として再利用する(リサイクル)といった3R(スリーアール)を心がける。	10	お買い物をするときは、環境のことを考えて商品を選ぶ。 (地元の旬の食材(輸送エネルギーが少ない)、エコマーク等がついた商品など) <small>(出典:家庭の省エネ徹底ガイド 他)</small>
1	早寝・早起き・家族団らん(同じ部屋で照明を共有)を心がけ、使わない部屋の照明はこまめに消す。																				
2	テレビを見ないときは主電源を切る。																				
3	エアコンのフィルターを月1回程度掃除する。																				
4	食器を洗うときは温度設定を低めにし、夏場はお湯の使用を控える。																				
5	冷蔵庫を開けている時間を短くし、物を詰め込み過ぎない。																				
6	水道やシャワーはこまめに止める。																				
7	室温は夏は28℃、冬は20℃を目安にし、冷暖房は必要な時だけつける。																				
8	車を運転するときは、エコドライブを実践する。(ふんわりアクセルfeスタート)、加減速の少ない運転、早めのアクセルオフ、アイドリングストップなど)																				
9	①物を大切に使いゴミを減らす(リデュース)、②繰り返し使う(リユース)、③資源として再利用する(リサイクル)といった3R(スリーアール)を心がける。																				
10	お買い物をするときは、環境のことを考えて商品を選ぶ。 (地元の旬の食材(輸送エネルギーが少ない)、エコマーク等がついた商品など) <small>(出典:家庭の省エネ徹底ガイド 他)</small>																				
財源																					
期待される成果	(※事業の実施によって、ユネスコエコパークの推進にどのような成果が得られると考えますか)																				

令和2年度 ユネスコエコパークへの取り組み計画について

朝日地区婦人会

事業名	朝日婦人会 家庭からのエコ活動
ユネスコエコパークの目標	※いずれかを○で選択してください <input checked="" type="radio"/> ①自然環境、生物多様性の保護・保全 <input type="radio"/> ②学術調査研究、人材育成 <input type="radio"/> ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	身近な生活の中でできる自然環境の保護・保全に取り組む
実施期間	令和2年4月1日 ～ 令和3年3月31日
実施内容	(※誰が、誰を対象に、いつ、どこで、どんな内容の事業を、どの様な方法で行うかなど、具体的に記載してください。) <ul style="list-style-type: none"> ・婦人会員に年間を通じ、リサイクル運動の呼びかけやマイバックの使用を推進する。 ・環境にやさしいEM石鹸作りと販売を行う。
財源	朝日婦人会活動費
期待される成果	(※事業の実施によって、ユネスコエコパークの推進にどのような成果が得られると考えますか) 家庭からのささやかな活動ですが、環境問題への取り組みにつながっていくものと考えています。

日本ユネスコエコパークネットワーク
令和2年度総会次第（案）

日 時：令和2年7月 日（ ）
場 所：書面表決による総会

議 件

- | | |
|-------|--------------------|
| 議案第1号 | 令和元年度事業報告について |
| 議案第2号 | 令和元年度収入支出決算について |
| 議案第3号 | 令和2年度事業計画（案）について |
| 議案第4号 | 令和2年度収入支出予算（案）について |

その他

- | | |
|-------|---------------|
| 次回開催地 | 白山ユネスコエコパーク周辺 |
|-------|---------------|

「日本ユネスコエコパークネットワーク（JBRN）」 趣意書

21世紀の自然界を取り巻く環境は、世界的な規模の気候変動、急速な人口構成の変化、産業再編とグローバルな企業間競争など、様々な要因から大きな変革の時代を迎えており、人類は新たな課題に向き合おうとしています。

特に、地方においては、新たな開発のほか、過疎化、若者や企業の大都市圏への流出、地域産業の衰退などの社会環境の変化により、これまで保たれてきた生態系にも大きな影響が懸念されています。

これらの課題を解決するため、ユネスコにおいて、生物多様性の保全と利用を通して地域社会の持続的な発展を目指す「Biosphere Reserve（日本における通称：ユネスコエコパーク）」が推進されています。ユネスコエコパークの取り組みは、各主体の連携を図り、自然や文化を保全・継承しつつ、地域社会を発展させていくものです。

日本でのユネスコエコパークにおいては、それぞれの登録地域が、地域資源を活かし、地域にあったやり方で持続可能な社会を自らの手で創り上げるとともに、登録地域間のネットワークを構築し、調査・研究の成果、事業の戦略、ノウハウ等を共有することで、魅力ある地域づくりの取り組みがより活性化することが期待されています。また同時に、世界のユネスコエコパークとの連携を深めることにより、地球規模の持続可能な社会づくりにもつながります。

このネットワークは、日本国内におけるユネスコエコパーク活動の地域間連携を促進し、一つの地域では対処できないような課題への対応、社会への働きかけなどを行い、ユネスコエコパークの理念に基づいた人間と生物圏とのより良い関係を築いていくことを旨とするものです。

(議案第1号)

令和元年度事業報告

1 会議等

令和元年

- 7月24日(水) ○JBRN大会・総会(東京都:3×3 Lab Future)
- ・事業報告について
 - ・事業計画(案)及び予算(案)について

令和2年

- 1月31日(金) ○運営ワーキンググループ(群馬県:みなかみ町)
- ・JBRNの運営体制について
 - ・JBRN大会について
- 研修会
- ・ユネスコエコパークにおける大規模開発について
- 報告会
- ・みなかみBRの取組について
- 2月1日(土) ○現地視察(群馬県:みなかみBR地内)
- みなかみ町環境学習発表会視察
- 6月23日(火) ○Web運営ワーキンググループ(ホスト:事務局、白山市)
- ・事業計画(案)及び予算(案)について
 - ・JBRNプロモーションビデオ作成について
 - ・各BRの「コロナ禍」対応や今後の課題について 等

2 広報事業

- こども霞が関見学デー(令和元年8月7日～8日)
 - ・文部科学省プログラムに係るJBRNブースの出展
 - ・ポスター展示及び森のかけらストラップ作り体験
- ユネスコスクール全国大会(令和元年11月30日)
 - ・ポスター展示及び各BR・JBRNの取組み紹介
- JBRNロゴマークの利用実績
 - ・利用件数 3件
- JBRNホームページの管理
 - ・ホームページの作成作業及び管理運営(甲武信BRの登録ほか)
- JBRNとイオン環境財団との連携事業
 - ・イオン環境財団と各BRの連携事業数 7件

3 国内外のBRに関する情報収集と共有

- 2019MABユースフォーラム(令和元年9月15～18日:中国・長白山BR)
 - 生物多様性の保全が重点テーマ:祖母・傾・大崩BRから1名参加

(議案第2号)

令和元年度収入支出決算書

収入の部

(単位：円)

項 目	令和元年度予算	令和元年度決算	比 較	備 考
繰越金	953,606	953,606	0	
前年度繰越金	953,606	953,606	0	
会 費	1,050,000	1,050,000	0	会員会費
正会員	1,000,000	1,000,000	0	10 地域×100,000 円
研究会員	50,000	50,000	0	1 地域×50,000 円
雑 入	1,394	12	△ 1,382	
預金利息	1,394	12	△ 1,382	預金利息
計	2,005,000	2,003,618	△ 1,382	

支出の部

項 目	令和元年度予算	令和元年度決算	比 較	備 考
報償費	200,000	0	200,000	
講演会等	200,000	0	200,000	
旅費	850,000	270,572	579,428	
会議出席等	850,000	270,572	579,428	会議・イベント等旅費
需用費	360,000	116,020	243,980	
事務用消耗品	30,000	3,460	26,540	JBRN 大会事務用品等
印刷製本費	30,000	7,560	22,440	
広告宣伝費	300,000	105,000	195,000	こども霞が関(森のかけら)
役務費	26,000	20,701	5,299	
郵便料	21,000	20,701	299	
電話料	5,000	0	5,000	
委託料	9,000	8,800	200	
ホームページ	9,000	8,800	200	サーバ管理費
手数料	420,000	68,152	351,848	
使用料	20,000	7,392	12,608	振込手数料等
会議室使用料	400,000	60,760	339,240	JBRN 大会等会場使用料
予備費	140,000	0	140,000	
予備費	140,000	0	140,000	
計	2,005,000	484,245	1,520,755	

※会長専決による科目間の流用を認める

収入総額	2,003,618 円
支出総額	484,245 円
差 引	1,519,373 円

監査報告書

令和元年度日本ユネスコエコパークネットワーク収入支出決算について、監査を実施したところ、関係書帳簿並びに証拠書類は適正に処理されていたことを確認しました。

令和 年 月 日

監 事

令和 年 月 日

監 事

(議案第3号)

令和2年度事業計画（案）

1 会議等

(1) 総会の開催

- ・今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から書面にて開催。

(2) 幹事会の開催

- ・ワーキンググループで提案された計画等を整理し、総会に付議すべき事項について協議する幹事会を書面にて開催。

(3) 運営ワーキンググループの開催

- ・JBRNの運営に関する仕組みや専門的な分野に対し意見を交換し、まとまった意見を幹事会に提案するためのワーキンググループを開催。

(4) 研修会等の開催

- ・各BR等が抱える課題の共有、解決に向けた検討など、BRにおける情報の共有を図るため全体会及び分科会等の開催。
- ・ユネスコエコパークの活動内容を視察・研修するための会議等の開催。

2 広報事業

(1) 情報発信事業

- ・JBRNの広報についてはホームページ等を活用した情報発信。
- ・ユネスコスクール全国大会などユネスコエコパークに関連するイベント等へのブースの出展。
- ・イオン環境財団との連携事業としてユネスコエコパーク認知度向上につなげるためのプロモーションビデオを作成。

(2) オリジナルロゴマーク活用事業

- ・JBRNの認知度向上を図るためのJBRNロゴマークの活用及び使用に係る管理。

(3) 普及啓発資材制作事業

- ・ユネスコエコパークの普及啓発を図るためのポスター、パネル等を制作し、関連イベント開催時に活用する。

3 ユネスコエコパークに関する情報収集と共有

(1) 国内外におけるユネスコエコパークに関する情報収集と情報共有

- ・事務局が中心となり国内外におけるユネスコエコパークに係る情報を収集する。
- ・ネットワーク内での情報共有を図るための情報発信を行うとともに、ネットワーク内の課題の共有及びその解決を図るための意見交換を行う。

(議案第4号)

令和2年度収入支出予算(案)

収入の部

(単位:円)

項目	令和2年度予算	令和元年度予算	比較	備考
繰越金	1,519,373	953,606	565,767	
前年度繰越金	1,519,373	953,606	565,767	
会費	1,050,000	1,050,000	0	会員会費
正会員	1,000,000	1,000,000	0	10地域×100,000円
研究会員	50,000	50,000	0	1地域×50,000円
雑入	627	1,394	△767	
預金利息	627	1,394	△767	預金利息等
計	2,570,000	2,005,000	565,000	

支出の部

項目	令和2年度予算	令和元年度予算	比較	備考
報償費	200,000	200,000	0	
講演会等	200,000	200,000	0	
旅費	400,000	850,000	△450,000	
会議出席等	400,000	850,000	△450,000	会議・エコスクール
需用費	1,260,000	360,000	900,000	
事務用消耗品	30,000	30,000	0	消耗品
印刷製本費	30,000	30,000	0	会議資料印刷等
広告宣伝費	1,200,000	300,000	900,000	啓発品900 JBRN大会PRチラシ等300
役務費	65,000	15,000	50,000	
郵便料	30,000	10,000	20,000	
電話料	5,000	5,000	0	
通信費	30,000	0	30,000	WEB会議用ZOOM_PRO
委託料	20,000	20,000	0	
ホームページ	20,000	20,000	0	HP管理費
手数料	420,000	420,000	0	
振込手数料	20,000	20,000	0	
会議室使用料	400,000	400,000	0	会議等会場使用料
予備費	205,000	140,000	65,000	
予備費	205,000	140,000	65,000	
計	2,570,000	2,005,000	565,000	

※会長専決による科目間の流用を認める

日本ユネスコエコパークネットワーク会員名簿

(役員任期:令和2年7月1日～令和3年6月30日)

正 会 員

(JBRN) 役 職	会員名称	代表者 役職	代表者氏名	代表者備考
会 長	白山ユネスコエコパーク 協議会	会 長	山田 憲昭	白山市長
副会長	只見ユネスコエコパーク 推進協議会	会 長	菅家 三雄	只見町長
監 事	祖母・傾・大崩ユネスコエコ パーク推進協議会	会 長	杉浦 嘉雄	NPO法人大分環 境カウンセラー協 会 理事長(日本文 理大学名誉教授)
監 事	綾ユネスコエコパーク 地域連携協議会	会 長	靱田 学	綾町長
	志賀高原ユネスコエコパーク 協議会	会 長	竹節 義孝	山ノ内町長
	南アルプス自然環境保全活用 連携協議会	会 長	白鳥 孝	伊那市長
	大台ヶ原・大峯山・大杉谷 ユネスコエコパーク協議会	会 長	大森 正信	大台町長
	屋久島・口永良部島ユネスコ エコパーク地域推進協議会	会 長	荒木 耕治	屋久島町長
	みなかみユネスコエコパーク 協議会	会 長	鬼頭 春二	みなかみ町長
	甲武信ユネスコエコパーク 推進協議会	会 長	長崎 幸太郎	山梨県知事

研究会員

会員名称	代表者 役職	代表者氏名	代表者備考
青森県十和田市	市 長	小山田 久	

日本ユネスコエコパークネットワーク規約

第1章 総則

(名 称)

第1条 本ネットワークは、日本ユネスコエコパークネットワーク（以下「本ネットワーク」）と称する。

2 英語名称は、Japanese Biosphere Reserves Network とする。

3 略称は、JBRN とする。

(目 的)

第2条 本ネットワークは、国際連合教育科学文化機関（以下「ユネスコ」）の人間と生物圏（MAB）計画における生物圏保存地域（以下「ユネスコエコパーク」）事業が目指す、生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用を通じた地域振興、その担い手となる人材の育成、地域文化の振興、その他ユネスコの諸活動の目的の実現を推進するため、日本国内のユネスコエコパーク登録地間の情報交換、交流、協働を通じたユネスコエコパークの活動の発展と向上を目指すことを目的とする。

(事 業)

第3条 本ネットワークは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) ユネスコエコパーク推進に関する事業
- (2) 情報収集・発信及び普及に関する事業
- (3) 各種要望活動に関する事業
- (4) その他、目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会 員)

第4条 本ネットワークは、次の区分の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 日本国内のユネスコエコパーク登録地の管理運営団体。但し、1つのユネスコエコパーク登録地に対して、正会員となることができる管理運営団体は1つに限る。
- (2) 研究会員 ユネスコエコパークの登録を目指す自治体、または自治体を含む地域団体（年会費）

第5条 正会員は、年会費10万円を納入しなければならない。

2 研究会員は、年会費5万円を納入しなければならない。

3 会員が納入した年会費は、返還しない。

(入 会)

第6条 会員として入会しようとする者は、会長に届け出ることにより、入会することができる。

(退 会)

第7条 会員は、会長に届け出ることにより、任意に退会することができる。

(オブザーバー)

第8条 本ネットワークに、オブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、会長が選任する。

第3章 組織

(役員)

第9条 本ネットワークに、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 役員は、総会において、正会員に属する者のうちから正会員の互選により選任する。

(役員の仕事)

第10条 会長は、本ネットワークを代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 監事は、本ネットワークの会計その他の事務を監査する。

(役員の任期)

第11条 役員の任期は、2年間とする。但し、再任は妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選任されていないときは、任期の末日後、最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 前2項の規定にかかわらず、役員が属していた正会員で役職の異動があったときは、前任者は辞職し、新任者が役員を引き継ぐものとする。この場合において、当該役員の新任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

2 研究会員及びオブザーバーは、総会に出席することができる。

(権能)

第13条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 規約の改正
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 役員を選任及び解任
- (5) その他、幹事会から付託された事項

(開催)

第14条 総会は、会長が招集し、原則として毎年度1回開催する。

2 緊急に議決すべき事項が生じた場合において、会長が総会を招集するいとまがないと認めるとき、書面をもって総会を開催することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長が務める。

(定足数)

第 16 条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

2 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決に加わることができる。

3 前項ならびに第 14 条第 2 項の規定により議決に加わる正会員は、第 1 項の適用について、総会に出席したものとみなす。(議 決)

第 17 条 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 5 章 幹事会

(幹事会)

第 18 条 本ネットワークに、その業務を円滑に推進するために、幹事会を置く。

(構 成)

第 19 条 幹事会は、幹事をもって構成する。

(幹 事)

第 20 条 幹事は、それぞれの正会員において、それぞれの正会員に属する者のうちから、1 名ずつ選出するものとする。

(幹事長)

第 21 条 幹事会に幹事長 1 名を置き、会長の属する正会員から選出された幹事をもって充てる。

2 幹事長は、幹事会を代表し、その業務を総理する。

3 幹事長の任期は、会長と同一期間とする。但し、再任は妨げない。

4 第 11 条第 2 項ならびに第 3 項の規定は、幹事長の任期についても準用する。

(副幹事長)

第 22 条 幹事会に副幹事長 1 名を置き、副会長の属する正会員から選出された幹事をもって充てる。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 副幹事長の任期は、副会長と同一期間とする。但し、再任は妨げない。

4 第 11 条第 2 項ならびに第 3 項の規定は、副幹事長の任期についても準用する。

(権 能)

第 23 条 幹事会は、次の事項について議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会から付託された事項

(3) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(4) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開 催)

第 24 条 幹事会は、幹事長が招集し、原則として毎年度 2 回開催する。

2 緊急に議決すべき事項が生じた場合において、幹事長が幹事会を招集するいとまがないと認めるとき、書面若しくは電磁的方法をもって幹事会を開催することができる。

(議 長)

第 25 条 幹事会の議長は、幹事長が務める。

(定足数)

第 26 条 幹事会は、幹事の過半数の出席がなければ、開会することができない。

2 幹事会に出席できない幹事は、あらかじめ通知された事項について、代理人にその権限を委任し、又は書面若しくは電磁的方法をもって議決に加わることができる。

3 前項ならびに第 24 条第 2 項の規定により議決に加わる幹事は、第 1 項の適用について、幹事会に出席したものとみなす。

(議 決)

第 27 条 幹事会の議事は、出席した幹事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(ワーキンググループ)

第 28 条 幹事会に、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

第 6 章 事務局

(事務局)

第 29 条 本ネットワークに、その事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第 7 章 会計

(会 計)

第 30 条 本ネットワークの会計年度は、毎年 7 月 1 日に始まり、翌年 6 月末日に終わる。

2 会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第 8 章 日本 M A B 計画支援委員会との連携

(連 携)

第 31 条 本ネットワークは、日本 M A B 計画支援委員会と緊密に連携し、本ネットワークの活動ならびに各ユネスコエコパークの活動を推進する。

第 9 章 補則

(補 則)

第 32 条 この規約に定めるもののほか、本ネットワークの運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 本規約は、2012 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 全面改正後の本規約は、2015年10月6日より施行する。
- 2 前項の全面改正の施行日以降、最初の会計年度の年会費については、第5条第1項及び第2項の規定にかかわらず、免除するものとする。
- 3 第1項の全面改正の施行日以降、最初に選出される役員の任期は、第11条第1項の規定にかかわらず、施行日から2017年6月末日までとする。
- 4 第1項の全面改正の施行日以降、最初の会計年度については、第30条第1項の規定にかかわらず、施行日から2016年6月末日までとする。

附 則

- 1 本規約は、公布の日から施行し、2019年4月21日から適用する。

協議事項について

只見町森林組合

協議事項名	伊南川流域水質改善対策について
内容	<p>かつて伊南川は清流として、魚族の豊富な河川として地域住民をはじめ来訪者の心身の洗浄地でした。</p> <p>Ex. 日刊スポーツ社主催 伊南川鮎釣り大会 夏休み川遊び・箱眼鏡カジカ突き 河川氾濫後の流木採取は生活燃料 河川取水による農村社会（生活・文化・経済等）構築</p> <p>日本社会の成熟化が進むとともに、化学製品が生活の必需品となってしまいました。それらに起因する根拠はありませんが、水質の酸化や富栄養化等は進んでいるのではないのでしょうか。</p> <p>今回提案するものは、エコパーク圏外の南会津町と栃木県日光市にまたがる「田代山」西側の大規模崩落地からの流出土砂の影響緩和策の検討をお願いするものです。</p> <p>【具体例】 伊南川取水（慣行・許可水利）に生活および経済活動を委ねている集落は、有史以来水難との戦いでした。</p> <p>○平成23年新潟・福島豪雨災害時は、南会津町の小立岩の山腹崩落地の土砂流出により、軽比重の砂流入が発生し集落内では、水路閉塞や淡水魚死滅等被害を受けました。その後、復旧工事が進み落ち着きをみせていました。</p> <p>○田代山西側山腹崩落地の土砂流入は、平成23年以降心配されておりましたが、令和元年台風19号後に顕在化し、伊南川流路の堆積が進み、巨岩等を埋め尽くし集落内水路の閉塞の要因となっております。これらは、魚族の生態系を攪乱し河畔林への堆積・富栄養化等による河道幅縮小による災害発生が危惧されます。</p> <p>関係省庁におかれましては、早急に具体的な対策を講じていただきたい。</p>

「只見ユネスコエコパーク」ロゴマーク運用規程

只見ユネスコエコパーク推進協議会（以下、「推進協議会」という）において、只見地域（只見町全域および檜枝岐村の一部地域）がユネスコMAB計画の Biosphere Reserve（国内呼称ユネスコエコパーク）に登録されたことに伴い、只見ユネスコエコパークの理念と住民の決意、協働のシンボルとして「只見ユネスコエコパーク」のロゴマーク（別図。以下、「ロゴマーク」という）を策定した。本ロゴマークの適正な使用を確保するため、次のとおり必要な事項を定める。

（ロゴマークの用途）

第1条 ロゴマークは、次の各号に該当する只見ユネスコエコパークの活動の推進のために使用される。

- （1）只見ユネスコエコパークの理念の普及と啓発および広報
- （2）只見ユネスコエコパークの理念を実現する非営利を目的とした活動

（ロゴマークの使用）

第2条 ロゴマークは、この運用規程に基づき、使用を希望する者が、推進協議会（事務局）に対して申請を行い、承認を受けた場合に使用できる。

（使用申請者）

第3条 ロゴマークの使用申請者は只見ユネスコエコパークの理念・目的を理解し、その推進を支援、協力し、本規程に沿った手続きを行うすべての者とする。

（ロゴマークの管理）

第4条 ロゴマークは、只見ユネスコエコパーク推進協議会が管理する。

（使用申請書の提出）

第5条 ロゴマークを使用するにあたっては、事前に推進協議会（事務局）に対してロゴマーク使用申請書（様式1）を提出し、その承認を受けなければならない。

（使用承認）

第6条 推進協議会（事務局）は、前条の規程による申請書の提出があった場合、この運用規程に基づいてロゴマークの使用の可否を判断し、その結果を申請者に通知する（様式2、様式3）。

（使用期間）

第7条 ロゴマークの使用期間は、使用を承認した年度の4月1日から起算して最大2年間とする。ただし、使用期間満了後において、ロゴマークを引き続き使用する場合は再度申請し、承認を受けなければならない。

(完成品の提出)

第8条 第6条の規程によりロゴマークの使用の承認を受けた者（以下、「使用承認を受けた者」という。）は、使用の承認に係る物件等の完成品を速やかに提出しなければならない。ただし、完成品の提出が困難であると認められるものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

(使用上の遵守事項)

第9条 使用承認を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマークの定められた色、形、デザイン等を改変してはならない。
- (2) ロゴマークのデザインデータを第三者に譲渡または貸与してはならない。データは複製してはならない。
- (3) ロゴマークのデザインデータは、使用承認に係る物件等が完成した後速やかに破棄しなくてはならない。

2 使用承認を受けた者は、前項の事項に加え、承認された内容のみに使用しなければならない。

(承認内容の変更)

第10条 使用承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ「只見ユネスコエコパーク」ロゴマーク使用変更承認申請書（様式第4号）を推進協議会（事務局）に提出し、その承認を受けなければならない。

2 推進協議会（事務局）は、前項の申請を承認する場合は、申請者に対し、只見ユネスコエコパーク」ロゴマーク使用変更承認書（様式第5号）を交付するものとする。

3 前項に規程する変更承認書の交付を受けた者は、変更の承認を受けた後についても、前条に規程する事項を遵守しなければならない。

(改善の指示)

第11条 推進協議会（事務局）は、ロゴマークの使用承認後であっても、不適切な使用が確認された場合には改善を指示できるものとする。

(使用承認の取り消し)

第12条 前条の改善指示に従わない場合は、ロゴマークの使用承認を取り消すことができるものとする。使用承認を受けた者は、承認の取り消し処分に直ちに従い、使用の承認

に係る物件等の完成品を破棄しなくてはならない。

(その他)

第13条 この運用規程に定めない事項及びこの運用規程に関し疑義が生じたときは、推進協議会（事務局）とロゴマークの使用する者とが協議して定める。

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は平成27年4月1日から施行する。

別図

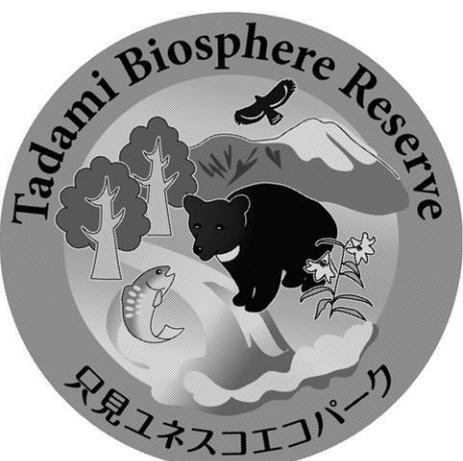
A



B



C



様式第1号（第5条関係）

平成 年 月 日

只見ユネスコエコパーク推進協議会 殿

申請者 住 所
所 属
職氏名

㊟

「只見ユネスコエコパーク」ロゴマークの使用について（申請）

「只見ユネスコエコパーク」ロゴマークを使用したいので、下記のとおり申請します。

記

1 使用ロゴマーク	A ・ B ・ C	
2 使用目的		
3 使用期間	年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ） ※使用承認した年度の4月1日から起算して最大2年間とする。	
4 使用概要		
5 担当者連絡先	氏名	
6 担当者連絡先	役職名	電話番号
	E-mail	FAX番号
7 備考欄		

※使用デザイン案、事業内容等がわかる資料を添付してください。

様式第2号（第6条関係）

平成 年 月 日

（申請者）

様

只見ユネスコエコパーク推進協議会

「只見ユネスコエコパーク」ロゴマーク使用承認書

年 月 日付けで申請のありました「只見ユネスコエコパーク」ロゴマークの使用について、下記の条件を付して、次のとおり承認いたします。

記

- 1 承認番号 只見BR協承認 第 号
- 2 使用承認期間 年 月 日から 年 月 日

3 使用条件

ロゴマークの使用承認を受けるものが次の各号に該当する場合は使用承認の取り消しを命ずることがある。

- （1） 「只見ユネスコエコパーク」ロゴマーク運用規程を遵守しなかったとき
- （2） ロゴマーク使用承認申請の内容に虚偽の記載があったとき
- （3） ロゴマーク使用承認申請の内容と異なる用途に使用したとき
- （4） ロゴマークの一部のみを使用し、またはロゴマークを変形、変色し、もしくは他の図形や文字と重ねて使用したとき
- （5） 使用の承認に係る物件等が完成したとき、完成品あるいは完成品の写真を速やかに提出しなかったとき
- （6） 推進協議会からの改善指示に従わなかったとき

様式第3号（第6条関係）

平成 年 月 日

（申請者）

様

只見ユネスコエコパーク推進協議会

「只見ユネスコエコパーク」ロゴマーク使用非承認通知書

年 月 日付けで申請のありました「只見ユネスコエコパーク」ロゴマークの使用について、下記の理由により、使用が認められなかったので通知いたします。

記

様式第4号（第10条関係）

平成 年 月 日

只見ユネスコエコパーク推進協議会 殿

申請者 住 所
所 属
職氏名

印

「只見ユネスコエコパーク」ロゴマークの使用変更承認について（申請）

年 月 日付け承認番号只見BR協承認 第 号の内容について、下記のとおり変更したいので、申請します。

記

変更内容	
変更前	変更後

（申請者）

様

只見ユネスコエコパーク推進協議会

「只見ユネスコエコパーク」ロゴマーク使用変更承認書

年 月 日付けで申請のありました「只見ユネスコエコパーク」ロゴマークの使用変更について、下記の条件を付して、次のとおり承認いたします。

記

1 変更内容

変更前	変更後

2 使用承認期間 年 月 日から 年 月 日

3 使用条件

ロゴマークの使用承認を受けるものが次の各号に該当する場合は使用承認の取り消しを命ずることがある。

- (1) 「只見ユネスコエコパーク」ロゴマーク運用規程を遵守しなかったとき
- (2) ロゴマーク使用承認申請の内容に虚偽の記載があったとき
- (3) ロゴマーク使用承認申請の内容と異なる用途に使用したとき
- (4) ロゴマークの一部のみを使用し、またはロゴマークを変形、変色し、もしくは他の図形や文字と重ねて使用したとき
- (5) 使用の承認に係る物件等が完成したとき、完成品あるいは完成品の写真を速やかに提出しなかったとき
- (6) 推進協議会からの改善指示に従わなかったとき